

令和7年

総務委員会会議録

とき 令和7年11月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年11月25日（火） 午前10時00分～午後2時42分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石田秀男	副委員長 塚本よしひろ
	委員 澤田えみこ	委員 山本やすゆき
	委員 石田ちひろ	委員 須貝行宏
	委員 松本ときひろ	委員 西本たか子

出席説明員	堀越副区長	久保田企画経営部長
	崎村企画課長	吉岡政策推進担当課長
	井添SDGs推進担当課長	加島財政課長
	長尾施設整備課長	横田デジタル推進課長
	佐藤経理課長	柏原区長室長
	藤村総務課長 (秘書担当課長兼務)	川村コンプライアンス推進担当課長
	野口官民共創担当課長 (官民共創担当主査事務取扱)	與那嶺戦略広報課長
	木村人権・ジェンダー平等推進課長	宮尾人事課長
	田口人材育成担当課長	品川会計管理者
	今井選挙管理委員会事務局長	黒田監査委員事務局長
	大澤区議会事務局長	東野参事 (福祉計画課長事務取扱)
	荒木学校施設担当課長	

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

議案審査に際し、福祉計画課長および学校施設担当課長にもご出席いただいております。

なお、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

最後に、机上に配付しております令和7年陳情第48号および第49号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認いただければと思います。

本日は取り扱う案件が多くあります。効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

1 議案審査

- (1) 第125号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更について
- (2) 第126号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約の変更について
- (3) 第127号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約の変更について

○石田（秀）委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

まず、予定表(1)、(2)および(3)を一括して議題に供します。これら3議案につきましては、八潮南特別養護老人ホーム増築に係る工事に関連して、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、本日審査いただきます第125号～130号議案までの6議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約の変更につき提案するものです。

それでは、議案審査(1)～(3)、第125～127号議案についてご説明いたします。本件は、令和6年第3回定例会で議決をいただきました八潮南特別養護老人ホーム増築に係る建築および設備の工事請負契約につきまして、工期延伸およびインフレスライド条項の適用に伴い、議決いただきました支出科目への令和9年度債務負担行為の追加および契約金額の変更を提案するものであるため、一括で説明いたします。

資料は3ページをご覧ください。議案審査(1)第125号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、浅沼・東・加地建設共同企業体、代表者、株式会社浅沼組東京本店、常務執行役員本店長、小田嶋勝利氏です。

下の変更概要、1の工期をご覧ください。令和9年7月30日まで延伸するため、その上の支出科目に令和9年度債務負担行為を追加します。

4ページをご覧ください。概要書の右側、6、変更概要ですが、インフレスライド条項の適用および

埋設配管改修工事等の追加による工期延伸によりまして、契約金額 42億689万5,000円を43億3,437万4,000円とし、1億2,747万9,000円を増額するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。議案審査(2)第126号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、大成温・横河・オオサキ建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社、代表取締役社長、水谷憲一氏です。

変更概要、1、工期の延伸に伴い、支出科目に令和9年度債務負担行為を追加し、6ページ、概要書の6、変更概要ですが、空調機の仕様変更、建築工事の工期延伸に伴う工期延伸およびインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額19億1,029万3,000円を20億8,985万7,000円とし、1億7,956万4,000円を増額するものです。

続きまして、資料は7ページをご覧ください。議案審査(3)第127号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、マスミ・山梨建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設、代表取締役、渡部弘太郎氏です。

変更の概要、1、工期の延伸に伴い、支出科目に令和9年度債務負担行為を追加し、8ページ、概要書、6、変更概要で、インフレスライド条項の適用および建築工事の工期延伸に伴う工期延伸等によりまして、契約金額12億5,805万9,000円を13億2,454万3,000円とし、6,648万4,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

確認だけします。これは82日の延長ということで、埋設の件については当委員会に報告があったので、状況はよく分かっております。ですが、延長することによって、今回、金額の変更は当然なのですが、82日間というと3か月ぐらいになるわけですよね、相手側の支障はなかったのか。次の工事も予定されていると思うのですが、その調整はどのように図られたのか、教えてください。

○長尾施設整備課長

工期延長に伴う施工者との調整というお話ですけれども、施工者の現場代理人であるとか技術者の配置については当初予定よりも延びているところではあります、その辺りは双方で協議した上で工期延伸というところで調整が整っておりますので、過大な負担をかけて無理強いをしているというような状況ではございません。

○西本委員

下請の方もたくさんおられると思うのですけれども、その調整を含めた形で大丈夫ですということなのでしょうか。

○長尾施設整備課長

現在、工事としましてはまだ、地中障害物を撤去して、土をとめるための土留めの工事をやっている最中でして、そこに関わっている下請業者も含めて調整をしているという状況です。

○須貝委員

お聞きしますが、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更なのですが、これが1億2,747万円余増ということとインフレスライドということです。それから機械設備工事請負契約が1億7,956万円余、そして電気設備工事が6,648万円余と出ているのですけれども、インフレスライドは確かに分かるのですが、工事関係者にお聞きしたら、これはほぼほぼ人件費の値上げ分だと思うのですが、人件費等は年に1回、下請と協議をして決めているということで、区としてはインフレスライドでこのように上がっていくのですけれどもと話を聞いたら、いや、そんなことがあるのですかと逆に言われたのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

そして、この中に機械設備云々、それから資材等あると思うのですが、これもお聞きしたら、「そんなにしょっちゅう値段が上がるということはないですよ」と。機械でも「1年ないし早くても2年で、そんなに急速に値上げなんていうことは考えられないですよ」というお話を聞いたのですが、その点について、区でやっているインフレスライド、これは法律に基づいてやっているのですけれども、何かすごくギャップがあるのですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。見解を教えてください。

○佐藤経理課長

インフレスライドの制度自体のお話かと思います。インフレスライドの対象につきましては、基本的には複数年度にまたがって工事するところで、委員ご指摘のとおり、人件費が主かと思いますけれども、人件費については、国が設計労務単価という基準になる単価を、基本的には年に1回改定して出していると。それが十数年、上昇を続けているという状況でございます。

金額が上がる感覚についてのお尋ねかと思いますけれども、工事については、設計から発注で、実際に入札があって工事に着工するというところで、非常にスパンが長くかかるということもありますので、設計したときの設計労務単価と工事に着工するとき、あるいはその後複数年にわたって工事をしていくときについては、市場においての工事費、主に人件費のところは上がっているということだと思います。

実際にそこで働いていらっしゃる方、個々については、それぞれ給料が違うというところがありますので、そういったところで感覚のずれはあるかと思いますけれども、工事全体としては上がっていっているというところは確かにと考えております。

○須貝委員

一次下請、二次下請とあると思うのですが、確実にその方たちの労務単価が上がっているという確証があれば、経理課長がおっしゃったとおり、そうなのだなと思うのですけれども、実際、「一度労務単価を契約するとほとんど変わることはないですよ」と言われると、何のために行政としてインフレスライドを採用して、労務単価をこうやって上げているのかなど。そうすると、主契約の仕事を請けている会社がほぼ、インフレスライド分、上がった分を利益として吸収して、一次下請、二次下請、三次下請には行かないのではないかという疑念まで持ってしまうのですが、そういうことはないですね。

○佐藤経理課長

人件費のところですけれども、まず、設計労務単価については、国の方で毎年全国の調査をしていて、その調査結果に基づいて幾らというのを出しているということですので、市場の中で人件費が上がっているというのは確かなのだと思います。

その上で、主に下請の方についてですけれども、実際にもらう給料というところですが、それに関しても、適正に支払うようにというところは、関連法令を含めて、近年、建築業界に携わる労働者の方がなかなか多くならないというところも踏まえて、きちんと払うようにというところは国の方でも考え

ておりますし、我々としても公契約条例をつくったりしまして、そういったところにお金が行くようにということで取り組んでいるところですので、そういった形だと思います。

○須貝委員

ぜひともそういう一次・二次・三次下請にも賃金アップが回るよう、区としても何かよい方法を考えていただいて、確実に渡っているのだという確証をとるような方法を考えるべきではないかなと申し上げて、終わります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

1件ずつ採決を行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

採決に入ります前に、まず、(1)第125号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成します。

○石田（秀）委員長

それでは、第125号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更についてについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(2)第126号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第126号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約の変更についてについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、(3)第127号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成いたします。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第127号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約の変更についてについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

福祉計画課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(4) 第128号議案 城南第二小学校改築電気設備工事請負契約の変更について

(5) 第129号議案 源氏前小学校改築機械設備工事請負契約の変更について

(6) 第130号議案 源氏前小学校改築電気設備工事請負契約の変更について

○石田（秀）委員長

次に、予定表(4)、(5)および(6)を一括して議題に供します。

これら3議案につきましては、品川区立小学校の改築に係る設備工事に関連して、一括して説明、質疑を行い、その後、先ほどと同様に、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、議案審査(4)～(6)、第128号～130号議案につきまして、学校改築工事に係るインフレスライド条項による契約金額の変更のため、一括してご説明いたします。

資料は9ページをご覧ください。議案審査(4)第128号議案、城南第二小学校改築電気設備工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、振興・紫光建設共同企業体、代表者、振興電気株式会社、代表取締役社長、門間俊道氏です。

資料10ページ、概要書の6、変更概要ですが、インフレスライド条項の適用に伴い、契約金額8億5,190万9,960円を8億6,904万7,960円とし、1,713万8,000円を増額するもので、令和5年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約7.05%の増となるため、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるため、提案させていただくものです。

続きまして、11ページ、議案審査(5)第129号議案、源氏前小学校改築機械設備工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、大成温・三協建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社、代表取締役社長、水谷憲一氏です。

資料12ページ、概要書の6、変更概要ですが、インフレスライド条項の適用に伴い、契約金額

11億3,410万円を11億9,779万110円とし、6,369万110円を増額するもので、令和6年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約5.62%の増とするものです。

続きまして、13ページ、議案審査(6)第130号議案、源氏前小学校改築電気設備工事請負契約の変更についてです。

契約の相手方は、新生・大三建設共同企業体、代表者、新生テクノス株式会社中央支店、執行役員支店長、尾口裕介氏です。

14ページ、概要書の6、変更概要ですが、インフレスライド条項の適用に伴い、契約金額8億9,947万円を9億5,053万2,000円とし、5,106万2,000円を増額するもので、令和6年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約5.68%の増とするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

各小学校ですけれども、今回、電気とか機械とかの設備工事についてはインフレスライド条項によってということなのですが、ほかの建築とかにかかる費用というのは上げなくてよかったです。全体的に物価高騰になってインフレスライド条項は……、後で出てくるのですか。すみません、そこまで確認をとっていないのですけれども、変更の幅というのも、同じような幅であれば同じように出てくるのではないかなど予測しているのですが、それは今回どうだったのでしょうか。

1つの建築物で、電気と機械とそれから建築と3項目ぐらいに分かれていますよね。なので、1か所がということではないと思うのですけれども、それはいかがなのでしょうか。

○佐藤経理課長

ほかの工種についてということですけれども、城南第二小学校につきましては、変更額の幅が5%以内に収まるということで、本日この後ご報告しますけれども、機械設備工事のインフレスライドに基づく契約変更があります。

また、源氏前小学校は、設備については今回議案ということで提案させていただいておりますが、本体の建築工事については、やはり5%以内ということで、後ほど専決処分の報告をさせていただきます。

○西本委員

分かりました。確認が足りなくて申し訳ありません。

ただ、パーセンテージからすると、これは計算の違いなのかどうか分からぬのですけれども、決まりとして5%以下については専決処分でいいよという考え方になっているのですよね。だけど、関連しているわけだから、その関連の中でトータル的に増えているのだったら、やはり議決という形をとるほうが、専決処分ではなくて、きちんと議決したほうがいいのではないかなど私は思うのですが、決まりは決まりなのだけれども、そういうのも含めると、どうなのかなと。これは議会が決めていることなのでということはありますが、今後、トータル的に増えていくものについては、やはり何かしら報告を一緒にしていただくほうが全体像は見えるのかなと私は考えます。議会の関係がありますので、私の意見として言わせていただきたいと思います。

それで、半年とか1年とかの中で結構な変更があるのです。これ、見通しというのは全くつかないものなのでしょうか。これからまたインフレスライド条項等で変更せざるを得ない状況があるのではない

かという予測は立てられているのですか。いかがでしょうか。

○佐藤経理課長

2点あったかと思います。

1点目の議決にするかどうかというところは、委員からもお話がありましたけれども、議会のほうで議論いただくところかなと考えます。

もう1点の今後の見通しということですけれども、先ほどもありましたが、毎年、設計労務単価、人件費については国から単価が出来ます。これに関しては十数年連続して上がっている状況で、そのほかの鋼材費等についてもほかの物価等と同じように上がっているという状況ですので、このインフレに関してはしばらく続くのではないかと考えております。

区としましては、一定の基準に達して、協議があれば、契約変更について応じていくという立場でありますので、今後もそのように対応していきたいと考えております。

○西本委員

対応は当然そうなると思うのですけれども、見立て、見通し、これは財政に直接関わってくる話ではないですか。なので、そうすると、中期・長期という形で、例えば何年間という工事があって、社会状況を見るとこれぐらい上がってくるかなとか、上がってくるかもとかという予測を立てることもきちんとしているのですよね。

それがそのとおりにいくかどうかは分からぬですよ。社会状況はどうなるか分からぬので。ただ、10年間増えているのだから、このままで工事が終わるまでにこれぐらいの負担がでてくるのかなという予測は立てられているのですか。いかがですか。

○佐藤経理課長

物価なり人件費が上がっていくだろうというところまでは予想できるところですけれども、それがどのぐらい上がるかというところを見通すことはなかなか難しいのかなと考えておりますので、制度を運用する中で、予算としては毎年ご審議いただくところになりますので、そういったところで必要に応じて補正予算を編成させていただいて、ご議論いただいた上で議決いただいているということですので、今後についても同様かと思っております。

○西本委員

対応の仕方は分かりますということ、理解しています。当然、国の労務単価の変更等で変更しなければならないという事情は分かっているし、ないかもしないというのも分かります。ただ、これから上がるだろうという見立てを立てていかないと、結局、財政全体に関わることなので、ほかのところを緊縮していかなければいけないとか、財源は決まっているわけだから、入ってくる金額、消費税等で入ってくる、プラスになっているところはありますけれども、マイナス要因もあるわけであって、そうなってきた場合に、これは前から言っているのですが、財政シミュレーションという形になるのでしょうかけれども、これぐらい上がっていくから、これぐらいの工事費の上がる分を確保していかなければいけないねみたいな、そういうのは多分内々で検討されているのかなと私は思っているのです。

もちろんそれは表に出すことではないと思っているので、出てきたものについては処理するしかない、補正を組んだりとかやらないといけないのは当然なのですけれども、そういう事態になって、お金が全くありませんよと。そうすると財政調整基金から出すのかみたいな、そういう全体の財政から見た物価高騰とかによる影響というのはある程度つかまないと私は思いますので、これはなかなか委員会の中で話ができるような内容ではないと思いますが、そういうのは多分計算しているのだろうなと

私は思っています。もしも仮に不十分であれば、そこを強化していただきたいと思っておりますので、これは意見として言わせていただきます。

○須貝委員

意見だけですが、先ほど申し上げましたけれども、このように法律で、インフレスライドということで契約金額が上がるならば、やはり一次・二次・三次下請の皆さんにしっかり労務単価が、賃金が行っているかどうかということは、区として、法律で動いている以上、やはりきちんとそのケアと確認はするべきだと私は思いますので、今後、しっかり区としても検討していただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

1点だけ、私から。ぜひ説明していただきたいのは、後で専決処分もあるのでそっちでもいいのだけれども、物事の考え方。大変ご苦労いただきて5%以内に収めていただけるというのは、大変努力をされているという評価はすごくしています。業者から聞くと、スライドを使っても、そこはたたかれてしまうので大変ですという話は聞くけれども、ただ、例えば今言った第2回定例会の決定をしてすぐ第4回定例会に出てくるというと、えっと思うのだけれども、第2回定例会は金額の決定であって、設計の最初の見積りの単価で見ていると。そこから考えると、スライドに当たるのだという基準があるではないですか。細かいことは覚えていないのだけれども、そういう基準があったよね。その基準をもう少ししゃべっていただけだと、みんな分かりやすいと思います。その基準があつて、半年かな、設計単価のときと、入札のときと、それから期間が短くてもそれは今度これに乗るのですとかいう説明をもう少し分かりやすくしていただけだと、さっきみたいな話はなかなか出てこなくて、大体理解できるのだろうと思うから、ちょっと説明してもらえると助かります。

○佐藤経理課長

まず、今回議案で出ておりますインフレスライドについてですけれども、こちらは近年、毎年3月に設計労務単価の改定があります。これが上がっている場合は、事業者が協議をしてきて、それに応じて増額するという大きなところですけれども、細かいところでいくと、一定期間の工事が残っている場合に、この対象になると。2か月以上ですけれども、こちらが要件になっております。

残っている部分ですので、残っている工事部分について、人件費あるいは鋼材費が上がると。その差額について協議してお支払いすると。その場合も、1%については事業者が引き受けるといいますか、それについては工事をして、1%以外、99%部分について増額するという制度でございます。ですので、基本的には複数年にわたる工事において該当するという形になります。

人件費等の伸び、増額において契約変更になるというのがもう1点あります。設計労務単価の特例措置というものがあります。この後、専決処分のご報告で2件出てまいります。こちらについては、3月に新しい設計労務単価になるのですが、その前から設計行為は委託で実施しております。これに基づいて入札にかけて、応札いただいた契約するわけなのですけれども、どうしても工事に入るときには既に新しい労務単価になって上がっているという状況ですので、改定前の設計労務単価で積算した経費よりも上がっているという形になりますので、3月をまたいで契約した場合は、新しい設計労務単価、上がった経費で算定し直して、その差額をお支払いするという制度がもう一つあります。

ですので、この2点について、金額によって、専決処分でしたり、今回のように議案になったりというところがありますので、今後、説明する際はもう少し丁寧に説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石田（秀）委員長

最後にお願いだけ。今言った、専決処分でもあるのだけれども、非常に分かりづらいではないですか。3月前の価格でやっていたというと、第2回定例会で入札するとなると、「入札って何」と。みんな同じ条件でやっているのかどうか分からぬではないですか。改定してからこれぐらいだとやっているとか、そうすると「入札そのものの金額が何」となるわけです。その前で説明しておけば、入札をとれて、スライドでいけるわ、これと言えば、それでやるのかとか、そういうふうになってしまふ。見るほうも、第2回定例会で、第4回定例会でまた専決処分というのも、決まりは分かっているのだけれども、これからはそこら辺をもう少しきちんと言っていただいたほうがあがたいいかな。期間も短く思わなくなる、あつたとしても、大変ご苦労いただきて、5%の話もあるわけだから、ぜひこれからもう少し言つていただけるとありがたいと思います。

それでは、発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、(4)第128号議案、城南第二小学校改築電気設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第128号議案、城南第二小学校改築電気設備工事請負契約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、(5)第129号議案、源氏前小学校改築機械設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第129号議案、源氏前小学校改築機械設備工事請負契約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、(6)第130号議案、源氏前小学校改築電気設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第130号議案、源氏前小学校改築電気設備工事請負契約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。

学校施設担当課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年請願第20号 生理用品配布の拡充に関する請願

3 報告事項

(13) 総合庁舎女性トイレへの生理用品の設置について

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。(1)令和7年請願第20号、生理用品配布の拡充に関する請願を議題とし、審査を行いますが、予定表3、報告事項(13)総合庁舎女性トイレへの生理用品の設置についてと関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としましては、本請願および報告事項について、一括して説明、質疑を行い、その後、請願につきましては、その取扱いについて各会派の意見を確認したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

私からは、報告事項の総合庁舎女性トイレへの生理用品の設置についてからご説明させていただきます。資料をご覧ください。

「1 概要」としましては、現在、「優しさをかたちにプロジェクト」として、生理用品の入手が困難な方を対象に、防災備蓄品を活用して、6か所の窓口で生理用品を配布しております。今回、職員事業提案制度の提案内容について検討し、総合庁舎の3階と7階の女子トイレに、急な生理への対応も含め、生理用品の入手が困難な方に向け、総合庁舎に生理用品を設置いたします。

「2 設置場所」は、本庁舎の3階と7階の女子トイレになります。

本日11月25日から設置しております。

「4 その他」、防災備蓄品の生理用品設置につき、防災備蓄品がなくなり次第終了いたします。

今回は、配布個数や期間、懸念されていた汚損等の管理面などについて確認しながら、設置方法等について検討してまいります。

それでは続きまして、令和7年請願第20号、生理用品配布の拡充に関する請願についてご説明いたします。

初めに、請願項目1つ目の配布場所の拡充についてです。現在実施している「優しさをかたちにプロジェクト」では、生理用品購入にお困りの方へ生理用品の配布を実施しております。配布場所は、大井町駅前のきゅりあん3階にあるジェンダー平等推進センター、区役所本庁舎7階の子育て応援課、第二庁舎3階の暮らし・しごと応援センター、そして品川・大井・荏原の保健センターの区内6か所になります。

生理用品購入にお困りの方の中には、生活や心身への不安を抱えている方もいるため、受け取りに来た際に相談や必要な支援につながる機会になるよう、配布窓口となる部署や施設を限定し、職員が手渡しをしております。配布場所や時間などについては、今後も引き続きよりよい方法について検討を続けてまいります。

請願項目2つ目の公共施設のトイレへの設置につきましては、本日から総合庁舎2か所の女子トイレに、その場で使用していただくための生理用品を設置いたします。

請願項目3つ目の生理用品の種類についてです。窓口で配布している生理用品、トイレに設置する生理用品は、防災備蓄品を活用しています。そのため、種類やメーカー等を選ぶことはできません。配布の際、目的に応じた使用ができるように、昼用と夜用を1パッケージずつセットにしてお渡ししております。

請願項目4つ目の予算を確保し恒常に支援をについてです。生理用品の購入や入手が困難な方に生理用品を配布してきた「優しさをかたちにプロジェクト」では、開始以降、生理用品が不足し配布途中で中止するということはございませんでした。ただ、今後につきましては、方法等についての検討を重ねながら実施してまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

ご説明ありがとうございます。この陳情が出てきたなと思ったら、すぐに総合庁舎女性トイレへの生理用品設置ということで、タイミングよく進んだなと思っているのですけれども、本当によかったですと思っています。

今ご説明いただいた6か所で「優しさをかたちにプロジェクト」として生理用品が配布されていて、また、小学校・中学校のトイレにも設置されているということだと思うのですけれども、配布場所の拡大ということが請願項目にありますが、よりよい方法について検討していくということでしたけれども、区としては、配布場所を拡大していく方向で、そういう思いというのでしょうか、そういう認識で検討していくのかというのを伺いたいのと、あと、これも先ほど説明がありましたけれども、令和3年ぐらいから配布されていると思うのですが、4年たちますけれども、配布が中断されたことはなかったということですが、防災備蓄品がなくなり次第終了というのが必ず書かれているために、終わってしまったら配布されない・設置されないという思いが、生理用品が必要な方にはあるわけです。

そこも今、今後検討ということだったのですけれども、防災備蓄品がなくならずに継続できているというところで、配布の実績というのですか、ここで分かるのでしょうか。保健センターとか子育て応援課等で配られているということなので、分かれば、年間どれくらい配布されているかというのも教えてください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

配布場所についてなのですけれども、1つ目のお尋ねについては、こちらにつきましては、まず生理用品購入に困っているというところにできればアプローチしていきたいと考えておりますので、拡充というか、場所については検討していきたいなというところはありますけれども、ただ、それと同時に、どこででも配っていけばいいというところではなく、請願の本文にある図書館ですかそういった場所は、確かに夜間も開いていたり土日も開いていたりするのですけれども、ただ、配っていただく方も受け取るほうも、そこが相談場所になるかもしれないとか、そういうことを取り扱っている場所だというふうに気がついていただけないというか、そういう場所ではないので、そういうところで使っていくことはできないのかなというところはあります。

お困りの方については、毎月いらしていただいている方もいらっしゃれば、久しぶりに来るなという方もいらっしゃいますし、来たときに場所について確認をして、例えばジェンダー平等推進センターですと、講座ですとか取組のチラシを持って帰られる方もいらっしゃいますので、そういったところで、保健センターですとか、そういった場所を選んで今実施しているということがありますので、こちらについては、いろいろ広く検討していきながら考えていきたいと思っております。

2つ目のお尋ねの生理用品の配布実績につきましては、窓口配布は昼用・夜用ワンセットずつを1個のパックにしてお渡ししているのですけれども、セット数でいうと、直近ですと昨年度は563セット配布で、その前年の令和5年度は495セットの配布になっております。月間に直しますと、波はあるのですけれども、50人前後の方が受け取りにいらしていただいているという形になっております。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。生理用品の配布というところでは、ご説明があったように、購入に困っている方、そして取りに来られたときに状況も聞きながら、相談等があればできる場所というふうに考えて配布されているということなので、確かに区の考え方の配布だと、場所はそういう相談できる場所があるというところに限定されていくのかなと思います。

請願項目2の公共施設の個室トイレというところで、今回、区役所という公共施設に設置が実現したのですけれども、公共施設はいっぱいあるのですが、今後そこへの設置はどう考えているのか、広げていきたいと考えているのかというのをお聞きしたいのと、あと、今回置かれた区役所のトイレですけれども、庁舎の3階と7階の女性トイレ、区民が使うトイレとして女性トイレがどれだけあって、それで3階と7階の女性トイレの2か所になった理由も伺えたらと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

1つ目のお尋ねの公共施設を広げる予定はあるかというところですけれども、こちらにつきましては、個室ではなく、トイレの鏡の前のちょっとしたところに箱を置いて、その中に設置しているのですけれども、いろいろな例があるのですが、例えば汚損について一番心配しているところで、肌につけるものになりますので、そういったいたずらですか、あと、お一人様お一つずつというふうにお願いも書いているのですけれども、例えば急になくなってしまうことがあったりとかというところがいろいろな施設に置いた場合の懸念材料にもなりますので、今回、実証してみながら、やりながら工夫をしていきた

いと考えておりますので、検討については、それを見ながら進めていきたいなと思っております。

もう一つ、女性トイレがどれだけあってというところなのですけれども、女性トイレの数については、申し訳ありません、庁舎のトイレがあの辺にあるなというのは分かるのですけれども、個数はちょっと分かっておりません。ただ、3階と7階の本庁舎のトイレにした理由は主に、3階は一番人の出入りがあるというところと、7階は、女性だけではないのですけれども、手続関係で関わりがありそうなところが近くにあって、ちょうどお子さん向けの部署もありますので、そちらが一番適当ではないかというところで実施しているところです。こちらについても、まず実施してみて、検討していこうと思っております。

○澤田委員

ご説明ありがとうございます。お聞きしたいのが、この生理用品をもらうときに事前申請は必要だったのかなということと、あと、電子申請とかはできるのか、それとも、もしするとしたら、紙でその場で書いて出すのかなとかということと、あと、50名程度取りに来られる方が継続していらっしゃるということなのですから、その中に学生というか、生理は中学生から、小学校高学年からということになる子もいると思うのですが、その中にも生活困窮者というか、生理用品を買いたいけれども買えないという女の子がいるのかなというところで、学生はいるのかなというのを教えていただければと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

まず、申請は必要かというところに関しては、申請は必要ありません。配布している窓口の近くに小さいカードが置いてありますので、そちらのカードをすっと取って窓口の職員に見せていただければ、それを取りに来た方だということで、茶色の紙袋に入ったものをお渡しするという形になっております。これはスマホの画面でもいいというふうになっていますので、やりやすいほうでやっていただいているところです。

あと、学生がいるかどうかというところなのですけれども、実際に学生が何人来ているかとかというのはちょっと分からぬのですが、ただ、制服姿の方がいらっしゃったりしたのを見たことはありますので、やはりそういう方もいらっしゃるのだなと。学校にはあるけれども、学校以外の場所での使用もありますので、そういうものについては取りに来ているのだなと考えております。

○西本委員

この請願と、実際に区が取り組んでいるものは、目的が違うと思うのです。区がやっているのは、結局相談を受けるという、どういう状況なのかということを気軽にお話しして、現状を知るという。例えばほかの福祉関係のところにおつなぎすることもできるだろうという、それが大きいと思うのです。ただ、今回の請願は、そこら中に置いてくださいという話だと思うのです。それは、女性だったら誰もが経験していると思うのですけれども、予期せぬ状況になったときにあったらうれしいなという、そういうことだと思うのです。

だから、目的が全然違うので、どうかなと。この請願の審査の中に、それが代用できるということでおしとするのか、もともと考え方方が違うよねというふうになるのかというのを吟味しなければいけないと思っているのです。

私は、恐らく突発的なことが起きたときにあったらありがたいなという思いの請願だと思っているのです。だとすれば、例えばきゅりあんとか文化センターとか大きいところに、100円とか入れてがしゃんと出てくる販売機があるではないですか。そういう買えるような装置を入れてもいいのではない

かなと思ったのです。そういう目的であれば。突発的な。いろいろなところにあったら。薬局はいっぱいあります、コンビニだっていっぱいあるので、そこで買ることはできるけれども、トイレに行ったらということがあったときに気軽に買えるということを考えるとすれば、きゅりあんとか品川区の中の大きな施設には1個あってもいいのかなと思います。

今は防災備蓄品ということがあってお渡しすることができるのですけれども、でも、それは違う目的でやっている部分があると思うのです。どこにでも生理用品をというのは、学校は必要な部分があるかもしれないですけれども、でも、一般の方々にというのは、そこまで必要あるのかなと私は思うのです。

これは男性の方は分かりにくいと思うのですけれども、女性のほうは分かりやすいと思うのですが、そこら辺、考え方としてどうですか。いかがでしょう。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

今回、生理用品配布の拡充に関する請願ということで、今実施している生理用品の配布と趣旨が離れているというふうには考えておりません。もちろん突発的な状況についても対応していただいているのですよというふうにはなっているのですけれども、どちらかというと経済的な事情からという、「優しさをかたちにプロジェクト」を少し広げて、「お困りの方も使っていいですよ」というような考え方で実施していますので、請願についても、突発的な状況や経済的事情から入手できず困ることもある中というところで拡充を願っているというお話だと思っております。今回の請願に関しては、どこにでもたくさん置くというところは今の時点では考えておりませんので、それに沿った形で、こちらとしてはこちらで実施しようとしていたものと少し重なっている部分がありましたので、一緒にご説明させていただきました。

○西本委員

請願の趣旨、要旨のところに、突発的な状況や、今課長がおっしゃっていたように経済的事情、この経済的事情というのは分からぬではないので、ここを強化する、例えば周知をするととか、まだまだ周知徹底されていないと思うのです。「ここにありますよ」、「いろいろ相談も受け付けていますよ」ということの宣伝というか周知はもう少しやっていただきたいなという思いがあります。知っていただくということですね。

それから、突発的な状況というのを考えたときに、私はどうだろうなという思いがあります。やはりそこは、女性であるならば、いつも準備していたりとか、自分の体のことをある程度分かっていながら準備しているというのが常なのです。だけど、突発的なというところは当然あるので、その場合に、近くにそういうものがあったら助かるだろうなという思いはあります。

なので、ここはきちんと分けて考えていかないと、何でもかんでもいいですよというわけにはいかないと思うのです。今回、区としては、防災備蓄品の有効活用の一端と、それから経済的な事情というところも含めて、福祉的な要素も含めた形でやっていこうということだと思うので、そこはもっと周知徹底していただければいいのかなという思いがありますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○山本委員

私からも質問させていただきます。今回、生理用品の配布で、防災備蓄品を活用するということなのですけれども、この活用の仕方についてもう少し詳しく教えていただきたいと思っています。というのは、生理用品、例えば使用期限みたいなものがあって、古いものから順番に使うとか、例えばお水なんかは消費期限が迫っているものを配ったりとかというふうにしていると思うのですけれども、そのような運用の仕方をしているのかとかという、その活用というのは具体的にどういう形で使われているのか

というところを知りたいです。

それと関連して、区として、例えば防災備蓄品として大体どれぐらいの数の生理用品があるのか、それから前年度、今年度、追加購入をどの程度されているのかという数が分かれば、教えていただければと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

お尋ねの1つ目の備蓄品につきましては、活用というのは、ローリングストックの過程で出るものを持続させていただいているというものでございます。生理用品、実は使用期限はないそうとして、ただ、区としては、例えば10年前のものとか20年前のものという形はやはりなかなか難しいところもあるので、区としては5年で回していくという考え方でやっていると聞いております。

ですので、数については、毎年少しづつ差があるような話ではあるのですけれども、防災課から年間に放出する分の全ていただけるものではないため、数に関しては、大体年間、先ほどの渡しているセット分、より多いと感じている。

ちなみに昨年いただいた分が、2回に分けていただいているようなのですけれども、大体700～800ぐらいの間のセット分をいただいて、ただ、昼用と夜用のセットで渡しているのですが、夜用のほうが1パックに入っている数が少ないので、夜用のほうがどうしても多めに残っているという状況はございます。

なので、今トイレに設置させていただいているものに関しては、多分使用の意図とは違うのでしょうかけれども、夜用と半々ぐらいで置かせていただいております。

○塚本副委員長

総合庁舎の女性トイレへの生理用品の設置のところで、これは目的が、突発的な事態に際して、生理用品の入手が困難な来庁者に向けてというのは、区としては多分突発的なというほうが主眼なのかなと思うのですけれども、お困りの方に持つていてということではないのだろうなと。お困りというか、経済的に困窮している人に、置いてあるから持つていてということではないのだろうと思うのですけれども、なかなか区別が、持つて行く人が本当はどうなのみたいなことはあまり分からぬしというのはどうしてもついて回ることで、似たようなことを民間企業なんかでもやったりしているところがあるみたいですが、やはりなくなり方というのがどうなのというか、どつと持つてしまふ人がどうしてもいるというのは避けられないことなのかなというのは、今後、調査というか検証しながらというところで見ていくのだと思うのですが、ちょっとお聞きしたいのは、かつてうちの会派から質問と提案で、民間企業が、広告を1つの原資として、スマホにアプリを入れて、多分ユーザー登録するのだと思うのですけれども、トイレに入って生理用品が欲しいとなったときに、それを表示して、広告を表示すると。そうすると、1つだけ機械から出てくる、そういうものもあったのです。

そうすると、多少なりとも箱でどんと置いておくよりは目的にかなった使い方になるのかなと思うのですが、このものについての検討はされたのか、今されているのか、現状をお聞きしたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

民間企業でそのような機械がつくられていてというのは知っております、検討もいたしましたが、アプリを使うので電波が入らないといけないのですね、でも、庁舎内のほとんどのトイレは電波が入らないのです。そのために電波を入れるのもちょっと違う話かなと思いますし、あと、電波が入ることでの危険性みたいなものもあるかなというところはありますので、今やる形としては、それを置くという選択肢は、今すぐには考えていなかったというところはあります。

○塚本副委員長

現状はよく分かりました。新庁舎の建設工事というか、いよいよ始まったところでもありますので、そういった新たな環境の中で、また導入に向けての検討みたいなことは今後もお願ひしたいと思います。

○須貝委員

あまり詳しくないので分からぬのですが、先ほど西本委員が言った考え方、私はいいと思うのです。品川区のそれぞれの施設の必要なところに置いて、突発的なことがあっても、私は今この場所にいるのだ、すぐそこに施設があるから使わせていただくというようなことで、だけど、区としては無料ということをうたって、困っている人、経済的な困窮者を助けるのだというのも分かります。

そうしたら、どうなのでしょう、施設の窓口に来たら、受付で、相談も聞けるし、コインを渡して、そうするとその方は無料で使える。だけど、硬貨で、現金で買うことも可能だというような装置、機械があれば、お金を出して買う人は買える、逆に手持ちのお金がない、困っているという人は、窓口で無料コインをいただいて生理用品をいただくというような、そういうことをやれば、幅広くいろいろな場所に置けるし、品川区としては取組もいいし、では無料ではないのかというと、無料のやり方もあるわけですから、そうすると、そんなに設置場所もかからないし、区が考えている多くの人を支援すると。

「優しさをかたちにプロジェクト」ということならば、そういうような方法でやっていかれたらどうかなという、ちょっと愚案かもしれないですけれども、今そういうふうに思いましたので、意見だけ言わせていただきます。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

それでは、令和7年請願第20号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

本日結論を出す、不採択でお願いいたします。

理由としましては、先ほど質問させていただいて、学生もいらっしゃるということですので、経済的に困窮されている方に向けてという面では、受け取りとかというので学生が受け取りやすい時間帯・場所などを考えていただくということは、ティーンズプラザだったりとか、あってもいいのかなと思うのですが、そもそも防災備蓄品の活用ということもありますし、本庁舎で設置を試みていかれるということですので、今後、運用についても検討されていくと思いますので、不採択でお願いいたします。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

理由を申し上げます。項目ごとに述べさせていただきますけれども、まず1番と2番の場所の拡大ですが、今区が取り組んでいる、相談しやすいというのはやはり大事なことかなと思っていまして、そういう場所でまずやっていただくということがいいのかなというのがまず一つあります。

ほかの委員の方からも、もっと幅広く広げたほうがよいと。これはもちろんそうなのですけれども、やはり置くとなったら、取りに来た方々に説明したりしなければいけないという負担と、それから費用のことも考えると、少しずつというか、様子を見ながらかなというところで、今回、総合庁舎の2つのトイレで試していただくということで、これでどれだけ減るかとかという様子を見ながら、どういう形

で支援を広げていくかというのをぜひ進めていただきたいなという思いです。

それから、項目3の種類を増やすというところについては、もちろんそのほうがいいとは思うのですけれども、現実的には備蓄品を活用してうまく工夫していただくというほうがより優先順位は高いのかなと思っております。先ほどご質問させていただきましたが、使用期限はないものの5年で回しているというところで、そういう劣化がないものをうまく活用していただいて、支援につなげていただきたいというところになります。

項目4のところで、予算を確保し恒常的な支援として位置づけてほしいという、この思いもすごくよく分かるのですが、今、防災備蓄品で数が足りているというところでいうと、それをまず活用して使っていただく今の形がいいのかなと思っておりますが、これが、実証実験を重ねる中で、不足するようでしたら、そういった手当も検討していただき、「優しさをかたちに」ということを広げていただきたいなと思います。

○塚本副委員長

本日結論を出すで、結論は不採択でお願いいたします。

理由としては、人権・ジェンダー平等推進課長からもご説明がありましたけれども、これは欲しい人に応じて配るという目的ではなくて、取りに来られる、困窮して生理用品をなかなか買えないという方の本質的な生活上の問題、そういうところに手を入れていきたい、支援していきたいというのですか、そこにあるので、そういう意味では、防災備蓄品を使って、現状ではそこの中で収まっていると。足りなくなつて配れないということはないということもありますので、現状の考え方で進めていただければと思いますので、不採択です。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

やはりこの間、生理の貧困ということで、今や全国的なですかね、学校トイレ等では設置が進んできたというところで、そういう中で区が庁舎内にというところは、すごく大事だなと思っています。

困った人とか貧困でというところから声が始まっていますけれども、女性であれば、体の仕組みとして、ほとんどの人は生理が来る、そして毎月、その大変さの差はあれど、必ず来るものになっております。そしてそれは子どもを生むということに向けての体の準備になりますので、これはジェンダーの面からも、ジェンダー平等という観点からも、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点からも、大変重要な問題だと思うのです。そこを自治体としてどう確保して、安心して過ごしていってもらうのか、その設備をどうつくっていくのかというの、ジェンダー平等推進条例がある品川区としてはすごく大事なことだと思います。

様々な議論が今、各地でもされているところだと思うのですけれども、私としてはトイレットペーパーと同じぐらいという思いです。トイレットペーパーも、持っていくれてしまうとか、有料の場所もあるとか、様々、そういうところを経て、今、公園のトイレにも公衆トイレにも常にあるという状況が進められている下で、生理用品もいざれそのような考え方で進めていっていただきたいなと思っていますし、そういうふうに思われている方もたくさんいますので、そこはこれからなのだろうなとは思っております。

ですから、こういった趣旨の請願が出て、そして議論されるということはすごく大事だなと思いますし、区としてもこの声に、よりよい方法で検討するという答弁もありましたので、ぜひよりよい方法で、それを必要としている、そして女性たちの声をぜひ聞いて、反映していっていただきたいなと思

いますので、それを後押しするという立場で、採択したいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由としましては、今回のご報告でありましたように、従来、対面で配っていたものに対して、さらにそれに加えて、女性トイレ2か所、急な生理への対応も含めて、総合庁舎で2か所に設置するというところで、これは区としても前進しているところなので、逆に請願を採択してしまうことによって、トップをかけてはいけないとか、せっかく区が進めている中で、我々としては区がやっているのだから応援するという立場をとりたいと考えています。

今日の報告との関係で1点だけ申し上げておくと、先ほど答弁の中でもありましたけれども、盗難といったらの点です。盗難は、これは確認しながら検証というところで足りるかと思うのですが、問題はいたずらのほうで、1回起きてしまうと、これは健康上の被害が発生する可能性があるので、ここは結構慎重に考えないといけないと。

今回、置いてあるというところなので、人がいなければ一定の作為をすることができるというところが問題なのだと思います。先ほど副委員長からアプリの話とかもありましたけれども、アプリは電波の関係で難しい、ただ、その間ですね、置いているのとアプリとの中間ぐらいで、ディスペンサーで取れるというような、これはアプリがなくても、囲われている状態で、1枚取ったら、物によってはその後しばらく取れなくなるとか、そういうものもあります。それを導入するとなると、今回の備蓄品を使うのと比べて、それは間違いなく予算が必要になってくるものとなってくるので、そこはまた考えないといけないところかとは思いますが、やり方は多分工夫の仕方でこれからできるところかと思いますので、価値観というのは時代に応じて変わってくることかと思いますので、そこは時流に合わせて考えいただきながら対応していただければと思って、うちの意見とさせていただきます。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いします。

理由は、やはりいたずら防止や衛生面を考えたり、また、区として必要な方に届けたいということを思うと、請願項目については慎重に進めるべきだと思いますので、今テストでトイレに置いてありますけれども、ということを考えた上で、じっくり進めていただきたいと思います。

○西本委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いします。

先ほどもお願いしましたが、経済的事情というのは、これはある程度サポートしていかなければいけないだろうと思っているので、なかなか知らない方が多いと思いますから、周知をしていただきたいということと、それから、ただ単に渡すだけではなくて、福祉的な要素のフォローアップにつなげていただき、関係部署との連携もぜひ進めていただきたい、強化していただきたいと思います。

そして、生理用品というのは実はいろいろなものが出てきているのです。皆さんがどういうものを想定されているのかなと思うのですが、いろいろあるのです。ご存じだと思いますが、例えば中に入れるタンポンみたいなものもあるし、カップというのもあったりとかして、いろいろ変わっているのです。だから、人それぞれ、もっといろいろなものが欲しいというか、変わってくる内容のものなのです。だから、今はある程度ノーマルなものが一般的に多く使われているので、そちらを置けば使用者は多いだろうという感覚だと思うのです。

これから庁舎の中に置かれるということですので、盗難、それからいたずらも含めてのデータをとっ

ていただいて、対処すべきこと、それから、本当のやる意味ですね、いろいろなやり方があると思います、私が提案した、お金で買える、コインで、100円か何かで買えるという方法もあるだろうし、セキュリティのことを考えると、何か外せば1個1個出てくるとかというのもいろいろ出てくると思うので、そこは総合的に考えていただきたいのですが、私は、ただやみくもにばらまくみたいな状況はやめてほしいなと思います。

だって、これをやるのだって、今、防災備蓄品だから、その部分の有効活用ができるのですけれども、新たにやるとなると、それはお金がかかります。優先順位を何にするのかということも含めて考えないと、全体的に考えていかなければいけないので、慎重にという話もありましたけれども、やはり慎重に考えていただきたいと思って、お願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、本請願につきましては、結論を出すとのご意見でまとまりましたので、そのような取扱いがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年請願第20号、生理用品配布の拡充に関する請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少數でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年陳情第44号 区民の知る権利として、適切な中身のある議事録を公開することを要求する陳情

○石田（秀）委員長

次に、(2)令和7年陳情第44号、区民の知る権利として、適切な中身のある議事録を公開することを要求する陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査ですので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○井添SDGs推進担当課長

私からは、1つ目のウェルビーイング・SDGs推進ファンド事業の議事録についてご説明いたします。

まず、ウェルビーイング・SDGs推進ファンド事業は、ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会が実施主体の事業でございます。実行委員会の主な業務といたしましては、地域課題・行政課題

の解決を目指す事業者等が行う新たな技術やサービスを用いた事業等への助成でございます。

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会では、区の附属機関、また、区や東京都の情報公開条例などを参考にいたしまして公開基準を定めております。この公開基準では、委員による自由かつ率直な意見の交換および公平な立場からの審議を確保するため、委員会を非公開とし、会議録である記録要旨においても、助成金の交付審査に関する事項や、委員会において非公開とすることが適当であると認めた事項は、非公開とすることができます。

特に助成金の交付審査においては、応募事業者の財務諸表を基にした経営分析結果や新規事業等に関する機密情報を取り扱っているため、陳情内容にございますような審議の内容等を公表することは困難であると考えております。

○與那嶺戦略広報課長

私からは、2の再発防止策に係るご要望についてご説明させていただきます。

まず前提といたしまして、区政に係る情報については広く公開し、そして区政運営の透明性を高め、区民の皆様の区政参加を促進していくことは非常に重要な考え方と認識しているところでございます。他方、今回の事案も含めまして、その発信に当たりましては、法令である各種基準がございますので、それに基づいた対応が必要であると認識しているところでございます。

また、今回、陳情の理由にもありますけれども、区が保有する情報を知るためには、確かに必ずしも情報公開請求が求められるものではなく、行政が当然に公開すべき情報については、ホームページであるとか窓口等での閲覧などを通じまして、広く区民の皆様が取得できるように、積極的にお知らせをするようにというところは、府内にも、これまで周知しているところでございますので、そういった形で引き続き区民の知る権利を保障し、透明性と利便性の確保に努めていくところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今の説明ですと、公開基準があつて、公開しないということになっていて、そして様々、企業や事業者の財務諸表等も参考にした議論がされているので公開できないものとなっているということなのですが、私もこの陳情でおっしゃっているものを見てみると、本当にこのとおり、「事務局より説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された」という、これのみなのですけれども、助成する事業を選定していくわけではないですか。なので、説明できるものというのはあると思うのです。事務局より説明というのが、事業者や企業の財務とか手法とか、そういうものを除いた上で、事務局の説明があつて、どういう審議がされたのかというのの大まかに、だからここを選定したのですという理由程度でも書けないのかなというのは少し思ったところです。

私たちも様々情報公開をしても、黒塗りの部分については、区はやはり企業の営業を守るためという観点で黒塗りのところも多いので、それは分からぬでもないのですけれども、議事録というか、議事概要ですが、もう少し書けるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺、区としてはどのようにお考えですか。

○井添SDGs推進担当課長

議事録、議事概要の記載内容の程度のご質問でございますが、こちらにつきましては、公開基準に

のつとりまして、非公開情報に当たるものについては公開しないということが委員会で確認されているところでございまして、加えて、各回、開催される委員会においても、各委員に公開情報については確認をとっているところでございます。

委員からご指摘ございましたような、非公開情報を除いた理由などについても程度として書けるものがあるのではないかというところでございますが、現状、実行委員会としましては、審議の結果、どういう事業が選定されたのか、あるいは年度の実績、決算報告などにつきましても、SDGs推進・行財政改革特別委員会等で報告しているような資料については積極的に公開するように、ホームページ等に上げているところでございます。

なので、現状といたしましては、公開可能な範囲で、区民の方に分かりやすく情報公開できるように努めているところでございます。

○石田（ち）委員

でも、言われていることは至極真っ当だなと私は思うのです。税金を使って行う事業に対しての情報公開といいますか、それを区民に知らせていく、このように税金を使っていきますということを知りたい人は知ることができるというのは、私もまさに知る権利だなと思うのですけれども、そうすると、実行委員会の委員等の思いもあると思うので、そこで改めて、もうちょっと議事概要の中身を改善させていくことを提案したりすることが区のほうからできるのか、それとも、このまま変わらずに今までどおりで行きますという姿勢なのか、そこを伺いたいと思います。

○井添SDGs推進担当課長

今後の議事概要の公開内容に改善の余地があるかどうかというご質問でございます。公開基準のほうで、会議録については基本的には公開をしていって、非公開情報に当たるようなものについては非公開とすることができるという条件付きのものとして公開基準で定めているところでございますので、実行委員会としても、どういった情報が対外的に区民の方に分かりやすく公表していくのかどうかといったところは、引き続き実行委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

○西本委員

公開できるものと非公開にすべきもの、個人情報とかが入っているものは非公開になると思うのですけれども、今までのケースでいいのですが、どういうものに関して非公開となったのか、あとは、大体公開かをまとめた……、ざっと見ると、議事録はあるのですよね。細かいことはないのですけれども、議事録はある程度あるので、なので、非公開という場合は、どういう議論の中で非公開と決めるのかということを教えてください。

それから、陳情で一番気になっていることは、2番ではないかなと思うのです。納税者に対して、なぜその事業に税金を投じて行うことを決定したのか、説明責任を果たす事項と言っているので、多分いろいろな事業をやっている中で、どういう経緯で決めたのということが気になるというか、それは当たり前だと思うのですけれども、これは全体に関わると思うのです。今まで全ての事業に関して、なぜこれをやろうとしたのという、なぜこれの優先順位が高いのということの説明がやはり不足していたのだろうと思います。事業の決定経緯というのが。

今、予算の公示をされていると思うのですけれども、それがやっと一覧で出てきているのです。それで予算要望の一覧が出てきて、減額されたりとかという表もやっと出てきたというところなのです。だけど、あれもさんざん経緯を説明してほしいということから出てきたということがあるので、よくなっているなとは言いつつも、やはり説明不足だなという部分が、最近とみにそれが多くて、なぜやる

の、何のためにというのが分かりにくくなっているなど。それがこの2に書かれていることにつながつてくるのかなと私は感じました。

なので、説明責任をどう考えられているのか、区としての考え方をお尋ねしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○井添ＳＤＧｓ推進担当課長

大きく2つご質問いただきました。

まず、ファンド事業における非公開情報はどういった議論で決定されるのかというご質問でございます。まず、非公開情報につきましては、区の公開基準は、情報公開条例ですとか東京都の情報公開条例および東京都の情報公開事務の手引きなどを参考にしながら公開基準を定めております。

先ほどご説明させていただいたものと重複になりますが、審査に当たっては応募事業者の財務諸表を提出していただいて、それを基に経営分析をして、その結果なども審査の情報とかにしていたり、それを基にした議論なども審議の過程ではしておりますので、そういったものが基本的に大きくは非公開情報に当たります。

また、スタートアップ事業者などがまだ対外的に公開していないような新たな技術やアイデア等を基にした新規事業などの提案もございますので、そういった企業にとって機密情報に当たるものについては基本的に非公開情報になると認識しておりますし、実行委員会の中でもそのような議論がなされているところでございます。

また、決算や実績報告など、議論の中で特定の事業者に関する経営状況ですとか収益性などの審議もなされるところでございますので、そういったものについては委員会の中で非公開情報に当たるという議論の下、各委員会に公開情報・非公開情報については決定しているところでございます。

2点目としまして、本陳情にございますように、納税者の税金を投じる事業を決定した経緯の説明責任というご質問でございます。実行委員会といたしましても、情報については区民の方に可能な範囲で、できるだけ伝えていくことが重要と認識しておりますし、もちろん今申し上げましたような実行委員会の活発な議論、それから事業者の権利の保護、そして区民への説明責任、こういったもののバランスを考慮しながら、可能な範囲で引き続き情報公開の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○西本委員

当然ながら、非公開という、そのものの必要性は理解できるのです。ただ、最近、スタートアップ事業とかをやっていると、民間事業者の方々とのやり取りといいますか、交渉が増えているなど感じます。これは非常に危険な部分もあって、全部非公開で済まされてしまう可能性もあるのです。そうなってくると、見えないところでお金が回っているという。全て税金ですから。どうしてその業者になったのとか、なぜその事業をやったのといったときに、非公開が多くなってきてしまうと、全く見えなくなるのです。なので、やはり私は、情報公開も含め、情報開示、それから説明責任というのはしっかりとやってもらわないと、全く見えない。

バランスとおっしゃっていましたけれども、今、バランスはめちゃくちゃ崩れていると私は思います。バランスは崩れていますよ。説明責任をきちんと果たしていますか。説明責任を果たしているとは到底思えません。

だから、バランスと言うのであれば、きっちりと説明責任を果たすべきではないですか。私、説明責任については非常に不満です。今やっている皆さんの事業、決定事項について、なぜその事業をやるの、

何の目的で、どのくらいお金はかかるというのを、予算のときだってあまり明確にしていない状況の中で、説明責任を果たしていますというのを、今の状況だと私はとても信じられないです。なので、これは私の意見になりますけれども、しっかりと説明をしていただきたい。決定経緯をきちんと説明していただきたい。

それから、民間とのやり取りについて、これからも増えてきます。全部、非公開とか、手引きとか、いろいろありますよ。分かっています。それに従ってというのは。どこをどうやって従ってそう決めたのですかというところまで追及したくなるような状況です。今、皆さんのが決定している内容が見えなくなっています。これは改善していただきたいというふうに私は要望としてまとめさせていただきます。

○山本委員

私からも何点か質問させていただきます。

まず、1つ目の内容のところに関して、実際のファンドの総会等の議事概要について、私も見させていただきました。ご説明のとおり、企業の財務諸表と機密情報は公開できないとなっておりますが、それ以外の項目ですね、例えば令和7年5月19日の議事概要については、第1号議案で令和6年度の決算報告ですか、第5号議案で令和7年度の予算についてとかとございまして、これで何も議論がなされていなかったとしたらこの1行になってしまふかも知れないのですけれども、審議の結果ということであれば、例えば予算に対してこれだけ使えていないけれども、次年度もっと使っていくためにはどうしたらいいかとか、そういった議論がなされているとすれば、そういったものはもう少し載せるべきなのではないかなと思うところです。これを見るとやはり思うというところです。

実行委員会形式ということですけれども、区からお金が全額出ているわけですので、やはりそこについては区がしっかりと意思を持って実行委員会に働きかけることも必要ではないかなと思いまして、今おっしゃっている実行委員会での公開基準というのは私も読みましたけれども、実行委員会が判断できるということなのですが、このように1行で示されると、何か隠しているのではないかというか、何かあらぬ、隠しているとまでは表現としてはふさわしくないかも知れないのですけれども、あえて見せたくないと思われてしまうようなところもあるかなと思いますので、やはり実行委員会形式と言えども、区として主体的に公開していくという姿勢が必要なのではないかなと思います。なので、具体的に議事概要でどの程度議論されているのかとかが分かれば教えていただきたいというところです。

それから、2つ目の項目に関わるのですけれども、先ほどのご説明の中で、区民の方々に区民参加を促進することはすごく大事で、情報公開をしていくことは大事だというお話があったのですが、この陳情者の方がまずこの陳情書を書かれていて、この方にお教えしないといけないのは、まさにご説明いただいている企業の機微情報はこういった議事録には説明できないということなのではないかなと思うのです。区民目線で情報を発信していくということでいうと、そういう事情も含めて説明することが求められるのではないかと思うのです。

こういう陳情をいただいて、質疑をする中で、企業の決算情報等、機微情報はこういうところに載せられないからしようがないかなというのは分かってくるかも知れないのですけれども、私たちはそういう審議をする立場であるので分かるところもありますが、一般の区民の方々でいえば、そういうことをご存じない方も多いと思いますので、まさに区民の皆さんに分かりやすく説明していくということで言えば、議事録に書けないのであれば、書けない理由を議事概要に書く、もしくは議事概要を載せているウェブサイトに載せて説明することが必要なのではないかなと思います。

それぞれご意見いただきたいと思います。

○井添ＳＤＧｓ推進担当課長

2点、ご意見、ご指摘、ご質問いただいたところでございます。

まず1点目の、議事概要の中で、今委員からご紹介いただきました令和7年5月19日の議事概要について具体的にもう少し書けるのではないかというご指摘があったところでございます。あとは、どの程度審議がされていたのかというところなのですけれども、議事概要にお示しております審議の内容等につきましては、実行委員会のほうでこちらについてはこれ以上の記載はできないという結論が出ておりますので、どの程度どのような議論がされたのかというところは、ここでの説明は控えさせていただきます。ただ、もう少し書けるところにつきましては具体的に書いたほうがいいのではないかというご指摘については、実行委員会に申し伝えてまいりたいと考えているところでございます。

また、2点目、区民目線での説明といったときに、議事録に書けない理由をきちんと明記していくことも必要ではないかというご指摘でございますので、こちらにつきましても、区民への情報発信というのは、繰り返しになりますが、重要だと認識しておりますので、今後、どのように区民への情報発信を分かりやすくしていくかということは、引き続き実行委員会のほうで検討してまいりたいと思います。

○須貝委員

今いろいろな方のお話を聞きましたけれども、私も非公開の理由だけは議事録に明記しておいたほうがいいのではないかなと思います。かえって変な誤解を招くなら、企業の実態、財務諸表とか経営状況とか、いろいろなノウハウ、新しい事業のこととか、かなり詳しいところまで恐らく話し合っていると思うので、企業の情報というのは一つの大きな宝ですから、それはあまり露出できないかと思います。ですから、それはきちんと、こういう訳でできないのですと。ですが、きちんと区内で検討しています、実行委員のほうでやっていますということでいいのではないかと思います。

ただ、ここで最後、実行委員会も固定化してしまうと、やはりそこで問題も起きてしまうので、隨時、3年か5年か分からないですけれども、人は入れ替えて、あまり固定化しないように進めて、できるだけ公正な対応状況を生めるように実行委員会を進めていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、令和7年陳情第44号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいいたします。

○澤田委員

本日結論を出す、不採択でお願いいたします。

理由としましては、情報公開というものは透明性の担保、開かれた区政という意味では大変重要であります、区としても条例にのっとってご尽力いただいているものと理解しておりますし、今後も改善していくものと考えております。

このたびの陳情については、ご説明にあったように、応募事業者の財務諸表などの機密情報があるため、公開基準に沿って非公開という判断を決定されたということですし、公開基準に沿ったものであると考えますので、不採択でお願いいたします。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

理由を申し上げますが、区からのご説明のとおり、企業の機密情報等、公開できないものがあるということで、そういう事情があるということで、その部分については理解いたします。

ただ一方で、先ほどの質問で申し上げましたように、この議事録の内容をぱっと見ると、やはり情報があまりにも不足しているなというところがございます。先ほどご答弁いただきましたけれども、やはり議事の内容としては、もう少し解像度を上げて、区民の方々が分かるようにご記載いただけるよう、区から実行委員会に働きかけていただきたい。透明化をぜひ進めていただきたいと強く要望させていただきます。

それから、背景についての説明も、できるだけ分かりやすく区民の方に伝えるということをしていただきたいと思います。これはSDGs推進・行財政改革特別委員会等でも今後議論が続くと思いますので、ぜひ実行委員会に申し入れていただきたい、対応していただきたい、その結果も今後教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○塚本副委員長

本日結論を出します。結論は不採択でお願いいたします。

まず、1と2とあるのですけれども、2については、再発防止策と書かれているのですが、言っておられることはそのとおりだとは思うのですけれども、では、どこまでという話だと思うので、それはやはり公開する側にもどこまでできるかということもありますし、全面的に何でもかんでもというわけにいかない事情も分かるので、再発防止ということとは少し違うのかなということなので、そこが不採択、そういう理由です。

1番については、ウェルビーイング・SDGs推進ファンド事業に対する要望ということで、この事業が始まるに当たっては、うちの会派からも、議会への報告とか、オブザーバーとして議員が配置されているというか充てられていますけど、そういう形でしっかりと関与する、議会としての関与というところも意見として言わせていただいたところもあって、いろいろと大丈夫なのだろうかというか、何がなされているのだろうかということが見えにくい事業と見られがちなところがやはりあるのかなというのは、だからこの方の陳情が出ているのかなというのは察するところもあるのですが、現状においては決まりの中でできる範囲でというところなので、そこについてはこの陳情の概念には沿えないというところで、不採択というところになります。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

企業の機密情報、個人情報、財務諸表などを出せないというのは分かるのですけれども、どういう議論がされているかというものは、できる範囲で公開していただきたいと私は思っています。税金を使っての事業ということなので、それは全てにおいてですけれども、それを企業の側にも理解してもらうというか、全て公開できないような状況では、私はそれこそ、今皆さんからも出てきましたけれども、どういう議論がされて、どういう使い方をされるのかというものが本当に見えないままになってしまうなと思っています。

高齢者福祉にても障害者福祉にても、他区では情報公開請求もせずにホームページで公開されているようなものが品川区ではされていないということも私たちは見てきましたので、そうした改善もずっと求めてきました。ですので、この陳情者の方が言っている、情報公開請求をしなければ得られない情報というのが品川区は多いのではないかなと思っています。

ですので、公開できるものをしっかりと区として、区民の立場で公開していただきたいなと思いますし、それを企業にも理解していただきたいなと、そういう立場に区は立っていただきたいなと思いますので、採択です。

○松本委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

理由を申し上げます。今回、ウェルビーイング・SDGs推進ファンド事業についての話が出てきているのですけれども、事務局より説明があり、審議の結果、原案のとおり承認されたというところ、これをさらに詳細にというところで、これはちょっと考えておかないといけないというか、留保が要るのかなと思うのが、ひょっとするとこれ、何も意見が出なかつたというだけの可能性があるのかなと思っています。

逆に言ったら、何も意見が出なかつたというふうに私のような人間は見てしまって、もし実行委員会の方々が、そうではないと言うのであれば、これは書いていただかないと、何も意見が出さずにスルーして採択されたのですね、承認したのですねというふうにこちらは受け止めますというところは委員にお伝えいただいたほうがいいのではないかと思います。

その上で、今回の原案の部分ですけれども、原案の部分の大半はホームページ上に公開されているのも事実で、そこはホームページのこのページを見れば分かるというところはあるのかなと思います。ただ一方で、例えば令和7年5月19日に行われたものの第6号議案のウェルビーイング・SDGs推進ファンドの実施要領とかについては、公開されているホームページを、こここのページを見るだけではあとは出てこなかつたりするので、やはりそういうところは公開していただくほうがいいのかなと思っております。

そこが1点で、もう一点は、説明責任のところですけれども、財務諸表の話が結構出ているのですが、陳情者は財務諸表を出してくれなんていうことは多分全く思っていないくて、この事業が何で採択されたのかというところの理由を知りたいというのが、あるいは不採択だったら、その不採択の理由が知りたいというところだと思います。

審査の内容を見ていくと、質疑の部分と評価の部分に分かれていると思うのですけれども、ひょっとするとこれは、最終的に承認なり、採択かな、採択のほうの理由を審議の最終的なところで言っているなくて、単純に委員の方たちの点数を入れて、その点数が60点を上回ったら採択しますよというだけの話なのかもしれません。そうすると、なぜ選ばれたのかという定性的な理由は出てこないのかもしれませんが、逆に言ったら、これも見ているほうとしてはそう思ってしまうけれども、それでよいのかなと思います。

それプラス、選定理由のところは、別の自治体でも、短くても選定理由を書いていらっしゃる、特に公民連携のこうしたプロジェクトの中で書いている自治体はあるので、もし点数だけではなくて、定性的な、最終的な選定理由が言えるのであれば、それは書いたほうが丁寧だと思います。

加えて、点数も、60点未満だったところについては公開できないとかというのは確かに他の自治体でもよくありますけれども、上回っているところについては公開していくというのも一つの方策ではないかと。それは、採択された企業にとっても、こういうところが自分たちは評価されたのだなというのが分かるし、区民もそれが分かりやすいというところを考えると、公開の在り方というのは実行委員にももう少し考えていただきたいと私は思っておりますので、採択というふうに申し上げます。

○須貝委員

私は、本日結論を出すということと、不採択でお願いいたします。

やはり企業情報の公開についてはかなり難しいことがあると私も思います。公開は、応募による提案ということですから、やはりその中身について、理由等について公開するということは、私はまた一つの弊害につながるかと思います。

競争という原理がある以上、なかなか難しいかと思いますので、今回の陳情については不採択でお願いします。

○西本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

今回の陳情については、非公開条例、いろいろありますが、それに照らし合わせてということをやっていると思っているので、こここの要求というのは今の状況では難しいかなと思っていますが、これからに必要な指摘というのはたくさんあります。不採択にしますけれども、でも、理解されることはたくさんあって、これからは透明性の部分をどれだけできるか、やはり事業仕分けもいろいろ、事業評価もしている中で、説明責任というところが、先ほども言いましたけれども、まだ不十分だし、そして今、民間とのやり取りが、これはまさに民間との協力、共同作業という形になると思うので、そうなってくると、民間の業者側の情報もある程度公開していかなくてはいけない範疇だろうと思っています。

なので、今の情報公開も含めて、そぐわないというか、見直しを図る部分も出てきているのではないかと思います。なので、今の状況として仕方ない部分はあるのだけれども、これから透明性をいかに担保していくかという中でいうと、条例とか手引きであったりとか、情報公開、情報を開示するという、その根拠となるもの自体の見方とか考え方とかということを考えていかなければならぬ時期に来ているのではないかと強く感じました。

なので、趣旨は分からぬではないし、様々なご意見をいただいて参考になるなと思いましたけれども、現状としての判断となると、不採択にならざるを得ないかなと思っています。

○石田（秀）委員長

それでは、本陳情につきまして、結論を出すとのご意見でまとまったようござりますので、そのような取扱いがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、本件は本日結論を出すこと決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第44号、区民の知る権利として、適切な中身のある議事録を公開することを要求する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 0 時 0 5 分休憩

○午後 1 時 0 5 分再開

○石田（秀）委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

(3) 令和 7 年陳情第 46 号 「税負担化」の実態を隠す「無償化」表現の是正を求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、(3)令和 7 年陳情第 46 号、「税負担化」の実態を隠す「無償化」表現の是正を求める陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査ですので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○加島財政課長

それでは、ご説明申し上げます。

陳情に対する区の考え方ですけれども、誰もが年齢を重ねていく中で、皆が互いに支え合い、ともによりよい地域社会をつくっていくために、区民税というものは不可欠な財源でございます。この区民税を原資といたしまして、社会全体で子育て、教育などを支える仕組みの一つが無償化であると、区としては考えているところでございます。

これまで定例会のほうでも答弁申し上げてまいりましたが、子育て、教育に係る経済的負担の軽減を進めることは、子育て世帯の可処分所得の増加や地域のにぎわいの創出につながり、ひいては地域経済の活性化、税収増という形で還元され、高齢者施策を含む幅広い世代の施策を充実するための財源の確保に寄与するものと考えており、区といたしましては、無償化という表現を使い続けていく考えでございます。

なお、広報紙やプレスリリース等における情報発信につきましては、戦略広報課とともに区の考えが区民の皆様にしっかりと伝わるよう、引き続き分かりやすい表現に努めてまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

ごもっともだと思います。この内容は、なるほどなと私は思いました。確かに、無償化などになってくると、だからこの、税負担ということです。課長から今説明ありました、でもそれは、この答えになつていないので、説明にはなつていなくて、やはり誤解を生じていますよということを言いたいのだと思います。そして、税金というのは皆払っているわけだから、特定の人、結局無償化となると、やはりその、ただでもらえるみたいな、そういうような感覚、誤解というのを招くというのもそうだろうなと思います。

なので、特にこの間無償化とか無料とかという言葉をよく使うのですが、これは本当に不平等感を植え付けさせてしまうと思うのです。無償化をするということは、いかに住民たちに理解していただける

かということなのですけれども、それもなくやってしまうと、やはり不平等感で、子育て支援というところに無償化という形で税を扱っている。だけれど、それがよしとするという、要は世論というか、それを広げていかないと理解を得られないと思うのです。だから、なぜ子育てばかりとか、今、品川区の中で非常に不平等感の感覚があつて、あちこちからいろいろとお話を出てくるのです。当たり前だなと思います。

これ、無償化という言葉とか無料とかというのは、区の考えは分かりました、これからも使っていくよということなのですけれど、これは、ここにおっしゃっているようなことが起きているという、そういう考え方というか感想は、区としてはないのでしょうか。そんなことありませんと思うのか、それは理解するけれども、でも、区として無償化という言葉を使うというふうにするのか、どちらですか。そして、やはり、これ全部税金ですから、その説明をきちんとななければいけないと思うのですけれど、そのお考えはどうでしょうか。

○加島財政課長

まず、区民の中に不平等感が広がっているのではないかというご質疑の点につきましては、区のほうでも今申し上げましたとおり、子育て、教育に係る経済的負担の軽減、無償化ということを進めておりますけれども、子育て世帯だけに恩恵があるものではなく、それが地域のにぎわいの創出につながり、地域経済の活性化、税収増ということで還元するものというふうに考えており、やがてはそれを原資として、高齢者施策を含む幅広い世代の施策を充実するための財源の確保に寄与するものと考えております。令和7年度につきましては、まだ端緒ですけれども、補聴器の部分の助成額の拡大ですとか、安心サービスの無償化ということを進めさせていただいているところでございます。

また、私どものほうで、税金に対する意識というところですけれども、区政方針につきまして、無償化といいますのは、誰もが共通に使う日常生活を支える基礎的な行政サービスをひとしく提供する、共通のリスクに対する共通の備えを保障する、それを区民の税金で、社会全体で負担していくということを明確に述べてきたところでございます。

私ども区のスタンスはここにございまして、例えば予算に関する説明ですとか議会に対するご説明もそうですけれども、広報等を活用して年に2回、財政状況について記事を書かせていただいておりますので、そういうところを通じて、この陳情者の趣旨にあるような分かりやすい表現というのも努めてまいりたいと考えております。

○西本委員

子育てとか教育に税金を使っているのだ、それは地域のにぎわいであつたり、最終的には若い人たちが住んで働く、納税者を増やすことによって、ということなのだろうと思うのですけれど、誰もそうは思っていません。端的にはそう思っていないくて、やはり説明不足というのがあるのではないかと思うのです。

そういうサイクルがあるのだよと、それを説明されれば、理解できないわけではないかもしれませんけれど、でも実際に無料なわけです、無償化しているのです。そうすると、なぜ、私たちだって生活苦しいのに、なぜ子育てばかりにお金かけるのですか、税金使うのですかというふうに思うのは当たり前ではないですか。きちんと説明していませんものね。

だから、ここで言っている税負担化とか公費負担とかという、公費負担が一番いいのかなと思うのですけれど、きちんと明確にどこから来ているお金なのですかということ。だからどんどんどんどん、無償化、無償化と今、みんな言い始めている、議会も含めて、あれも無償化、これも無償化。誰がお金

払っているのですか、納税者は誰ですか、その納税者の中で合意が取れているのだったらいいかもしれない。でも合意を取らずに、そういう作業をあまり、やっていないとは言わないけれども理解していただくという説明をしっかりとやっていないと、誤解を生じ格差が生じてしまうということだと思います。

私は、これは今後、答弁の仕方、やはり税負担というところ、それから、皆さんに払っている税金で賄っているのだということはしっかりと認識をしていただきたいなと強く思っています。なので、これに關しては、無償化に使っていくということなので、意見として言わせていただきますけれども、説明責任をしっかりとしていただきたいなと思います。公平な税金の使い方、これは、分かっていると思いますけれども、そう感じていないという表れの陳情ではないかなと思っていますので、しっかりと受け止めたいと思います。

○石田（ち）委員

この陳情でいうと、その誤解はないと思っています。国にしても都にしても区にしても、行政が行うサービスというのは税金です。なので、それが使われているというのが、多くの方がもう、理解されていると思います。それで、不公平感というような話もありましたけれども、税金というのが、やはり税の役割というのは、社会保障や教育をはじめ、国民の暮らしや営業を守ること、そして、能力に応じて税を払う、納める、そして社会保障制度による所得の再分配で格差の是正を図るものが、税の役割だと私たちは思っているのですけれども、区の考える、この税の役割というのがあれば教えていただきたいのです。

○加島財政課長

所管外になるかもしれませんご了承ください。税につきましては、ご答弁させていただいたとおり、地域の社会の会費といいますか負担という性格で頂いてきているところでございます。私どもは、その頂いた税を使いまして、区民に対してどのような行政サービスの形で還元できるかということを考えいくことが、まず、本旨だと考えております。無償化はあくまでその一つのスタイルにはすぎませんけれども、これから少子高齢化社会を迎えていくに当たりまして、私どもとして、税を使って何ができるかというのは考えてまいりたいと思います。

○石田（ち）委員

まず、税を使っていくというところで、全ての人がひとしく、でもこれが社会保障なので、必要なければ使わないということになるわけです。必要な人に必要なときに、そういう行政サービスがあるということが必要だと思いますし、区長の施政方針で、行政サービスの提供には財源が必要であり、そのための利用料を区民には税金という形で負担していただいている、と。所得制限を設けることによって、行政サービスの対象外とされる人は常に多くの税金を納めています、と。一定以上の所得がある人からお預かりした税金を一部の人だけに配ることは、もらえる人ともらえない人という分断すら社会に招きかねません、ここ、考慮されているわけですよね。だけれども、誰もが必要とする行政サービスであるならば、誰もが同じように受けられるようになる、当たり前のことである、というふうに述べているのです。

私は本当にそのとおりだなというふうに思います。やはり、病気や失業、また、高齢になると障害を抱えるとか、生活上の様々な困難やリスクに対して、社会全体で国民の生活を保障して、健康で文化的な最低限度の生活を営めるように支える公的な制度が社会保障なのです。その社会保障についても、区長は施政方針で、誰もが共通に使う日常的生活を支える基礎的な行政サービスをひとしく提供する、共通のリスクに対する共通の備えを保障する、それを区民の税金で社会全体が負担していくという、言

わば社会保障システムなのです、というふうに言っているのです。

そのとおりだと思います。なので、不公平感というよりは、社会全体で支えていくというのが税の在り方ですし、その税が財源となっている区の行政サービスというのは、みんなで支えて必要なときに誰もが使えるようになっているもので、所得制限もなくしているよと。使えないという状況であれば、それはどんどん求めていけばいいと思うのです。私たちも区議会議員ですから、区民の様々な、これが必要だ、これをしてほしいという声に応えて様々要求しているわけです。ですので、そういう現役世代の要求を私たちもどんどん上げていく。そして、その世代の皆さんには、こういうことが必要なのだと言つてもらうというふうにして実現していくという、サービスが提供されていくということにもなっていきますので、ぜひそういう角度から、請願・陳情も上げていただけたらなとも思います。

そして、この税負担化というふうに、どういうふうに呼ぶかという提案がありますけれども、私は、この皆さんの税負担によって有償だったものが無償化されているということで、大変分かりやすいし、的確なのではないかなとは思っています。

○須貝委員

今、多くの区民の方が無償化という意味は、すごく皆さん、理解されていると思います。その方たち、言わば我々、区民の方と話をするのですが、我々の税金が特定の事業や特定の世代に使われていると、無償化ということで、それに対して、中にはやはり不満を持つ方もいらっしゃる。中には賛同する方もいらっしゃる。そういうことを思うならば、この無償化という言葉を使って表現するというのは、何ら不思議なことではないと私は思うし、このまま続けていい言葉だと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、令和7年陳情第46号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

本日結論を出す、不採択でお願いいたします。

理由としましては、先ほどご説明にもあったとおり、無償化の表現や税についての考え方を我々の会派としても感じておりますし、不採択というところです。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

給食費や共済費など、これまで支払っていたものが支払わなくてよくなるという、区民目線でのこの議会の分かりやすさでは、無償化という表現はよいと思いますので、引き続き使用することがふさわしいと思います。

一方で、この陳情者の方をはじめとする区民の皆様の中には、財源が税金であることに対して、そのような自覚がない、または薄いという方もいらっしゃると思います。だから、陳情者の方がおっしゃるように、費用負担意識を薄れさせるというものもあるかなとは思います。なので、また、将来どんどん様々な費用の無償化を進めていくとなると、その財源が何かというのを正確に説明していく必要があるのではないかと思いますので、そういうふうに進んできたときには、公費負担であるということ、これは事実でありますので、正確に伝えていくことが必要になってくるかなと思います。なので、そういうふうに様々進んできたときには、先々、そのような検討をお願いしたいと思います。

○塚本副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

陳情者の方の税の一つの見解から出てくる、こういう主張もあるのかなというところではあるのでしょうかけれども、無償化で全然よいかと思いますので、不採択です。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほど言ったとおりですけれども、税の在り方、そして社会保障であるということですので、無償化というところは変える必要はないと思っていますし、さらに、やはり様々要望がある区民の皆さんのお要求をさらに教えていただいて、私たちも区議会で求めていくということも進めていきたいなと思っていますので、もし暮らしが苦しいとか、そうは言っても現役世代も大変なのだという状況であれば、やはりそれは今、国が進めている政治にも原因があると思いますので、そうしたほうに働きかけていきたいなど、私たちとしては思いました。

○松本委員

本日結論を出す、採択でお願いします。

理由を申し上げます。これはもう、いろいろ行政がやっているサービスなどについて、その公費というか税負担について認識を有権者の方たち、区民の方たちに持っていただきたいという意思はよく分かれますが、そもそもいえば、これをやってしまうと、日本国憲法を変えないといけなくなるということは考えていただきたいと思うのです。憲法26条2項は、義務教育はこれを無償とする、という、一番大きなところでも無償という言葉を使っている。この無償という言葉を駄目というふうに考へるのであれば、これも変えていかないといけないというところから始まるし、全額無償ではなくても、やはり税が入っているものというのはいろいろなところに出てきます。これもそう、国民年金や国民健康保険や、これも全て公費一部負担なのだと言うのか、それはまた、少し違うと思います。

さらにもう少し、無償化という言葉を使っていたいなかったとしても、これは我々区議会議員でも選挙のときに使っている人多いのではないかと思いますが、給付型奨学金、これも、公費負担型奨学金というふうに改めないと、やや違和感を覚えることになる、論理としておかしい。そうすると、奨学金もらう人たちに対して、あなたたちの奨学金は公費なのだからというような、ある意味レッテルを貼るということにもつながりかねない。ワーディングというのは、その場の一部のイメージだけではなくて、それが与える効果も考えながら選んでいかないといけないと。何でもかんでも無償化という言葉を使えばいいとは思いませんけれども、ただ、逆にその無償化という言葉をやめて、全部公費負担とか税負担とかいう言葉に改めましょうというのも、それもそれで違うと思っております。

○須貝委員

私は本日結論を出すということと、不採択でお願いします。

先ほど述べましたとおり、無償化に対する区民の理解は得られると思いますので、このたびは不採択ということにさせていただきます。

○西本委員

本日結論を出す、採択でお願いします。

今回、この陳情の趣旨、何かといったら、根底にあるのは説明不足にあると思います。無償化というのが分かりやすいからいいだろう、そうではないと思います。先ほど、効果というものを考へないといけないよね、これやはり無償化という言葉をあまり使い過ぎると、それに対するイメージがいろいろ変

わっていく、それはなぜなってくるかというと説明不足だからです。それで、社会保障というけれども、では平等に社会保障されているのかといったら、皆さんが思っているのは、そうではないです。だから、どこにお金を使うか、皆さんの税金をどこに使うのかということは、しっかり説明しないからこういう感覚が出てくるのです。これ、私は非常に、アドバイスをいただいたなど、ご指摘いただいたなと思っております。それだけ突発的なものが多過ぎるし、何でそれをやるの、なぜ無償化するの、その財源はどこ、なぜそういうふうにやるのかということの説明が本当に少ない、足りないと非常に思っています。

なので、これを肝に銘じて、これからの方々の事業、これからいろいろ事業展開すると思うので、いかに理解していただくかということをしっかり頭に入れてやっていただきたいなと思っていますので、私はこれは応援したいし、そういう方向に持っていくべきだろうし、この方の言っていること、不公平感ということを感じている方々がいらっしゃるというのは、事実입니다ので、それを支持したいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すとの意見でまとまりましたので、そのような取扱いがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第46号、「税負担化」の実態を隠す「無償化」表現の是正を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少數でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(4) 令和7年陳情第51号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、(4)令和7年陳情第51号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○宮尾人事課長

それでは、私から本陳情に対する区の考え方等についてご説明をさせていただきます。

まず、チェックオフに関するところでございますが、本区におきましては、チェックオフ制度いわゆる組合費の徴収については行っておりません。職員の給与に関する条例では、職員に給与を支給する際に給与から控除することができるというものを列記してございます。これに基づき、職員個々人の給料から適切に控除を行っているものであるというふうに認識をしてございます。

それから、庁舎の適正利用というところでございますが、これまでに庁舎、設備、資金等々が政治活動に利用されているという事実は把握してございません。もし、そのような事実が確認されました際には、規則等に基づき適切に対応してまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、令和7年陳情第51号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

本日結論を出すで、不採択です。

理由としては、理事者のご説明にあったとおりです。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

組合費の給与天引きはできないということで、区で手当済みということですので、問題ないということで、不採択です。

○塚本副委員長

本日結論を出すで、不採択です。

理事者のご説明のとおり、ここに記されているような事実関係もないということなので、不採択です。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

組合員費の支払い方法は、チェックオフは行われていないということですので、組合と当人とで決められていることで、そこに議会がとやかく言うことは、これは逆に不当な介入になってくるのかなとも思いますし、問題があるのであれば双方で話し合って、解決していくものと思っていますので、不採択です。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

チェックオフをやっていないということなので、議論の前提が異なると思いますので、不採択と申し上げます。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いします。

組合の中の話なので、私は組合の中で議論して進めていっていただきたいと思いますが、品川区では

現にチェックオフがないということなので、今回に関しては不採択ということでお願いします。

○西本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

品川区は該当しないということでのご説明ですので、これに該当しないと思うのですが、少し1件確認してよろしいですか。

○石田（秀）委員長

質疑は終わったので。

○西本委員

終わって、確認したいものが1つあるのですけれど、この陳情はなぜ委員会にかかったのか……。

○石田（秀）委員長

それは理事者ではない、こちらだ、議長だ。

○西本委員

委員長に聞きたかったのですが、意見書は紹介議員がいないと、ということなのですけれど、これはすみません、それだけの確認。

○石田（秀）委員長

議長から、もちろんこれは付託だけれども、これは全国的に出しているから品川区は関係ないから参考送付だよというやり方があったのだが、最初から品川区はこういうことをしていないというのは分かっていたのだけれども、全国的には、やっているところもあるらしいと。そういうものがあるらしいが、そういうことを考えると、では、そこでやりました、やりませんとかいうのを議長の判断の中でする話ではなくて、議会の中でそれは判断するということなので、付託をして、皆さんのが今、答弁あったように、チェックオフは全くやっていませんよということ、だからそれは品川区議会としてそういうことなので、今の例でも、全くやっていない。こういうものがあって来るわけだけれど、それを議長の段階で判断するわけ、参考送付にするというのはまた、これも議長として少し越権行為かなというようなところもあるから、それは考へで、どういうふうにやったって議長はいいのだけれど、議長がそう判断して、それで付託をしてきたという。

○西本委員

他区とか品川区とかあまり関係ないのですね。

○石田（秀）委員長

そんなことはないです。

○西本委員

議長の判断であればそれはそれで結構です。

○石田（秀）委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのご意見でまとまりましたので、その取扱いがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、それぞれの方の意見を伺いましたので、本陳情につきましては、簡易採決により採決を行います。

それでは、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性

確保を求める陳情についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(5) 令和7年陳情第55号 新たに給付金か食料配布を求める陳情

○石田（秀）委員長

次に、(5)令和7年陳情第55号、新たに給付金か食料配布を求める陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○加島財政課長

それでは、ご説明いたします。先日ですけれども、11月21日に政府の総合経済対策が閣議決定されました。経済対策の3つの柱の1つに、生活の安全保障、物価高への対応というのがございまして、物価高対策として11兆7,000億円が充てられるところでございます。その概要といたしましては、報道ベースではございますけれども、子育て世帯に18歳以下の子供1人当たり2万円を給付することや、年明け1月から3月までの電気・ガス料金を7,000円程度補助、また、重点支援地方交付金の活用によりまして、お米券やプレミアム商品券の発行、配付を自治体に推奨することなどが掲げられております。今後、国の方では補正予算を編成し、報道ベースではございますが、12月上旬に国会に提出していくめどとなっております。

現下の物価高騰につきましては、区民生活、それから区内経済を直撃していることは区としても重く受け止めているところでございますので、こうした国の動向を踏まえ、国の交付金を活用いたしまして、区民の生活を下支えする取組を気負いすることなく進めてまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

今、ご説明いただいたとおり、国が経済対策出されて、ようやくどのような項目かなというのが見えてきたのかなという感じはしますけれども、やはり、今プレミアム商品券や、そういうお米券というお話をありました。それが配付されるなら全然よいと思うのです。今、区のやっているプレミアム商品券なども買うことができないというのが、本当に困窮されている方の実態ですので、生活保護を受けてもしんどいというのが、物価高に対応していない、物価が高騰していることに対して、生活保護基準も上がっていないので本当に大変なのです。なので、そういったところでは本当に早急に手を打っていただきたいな、いつなのだ、いつなのだというのが、区民の皆さんからも声が寄せられてきていた状況ですので、もっと早く、もっと迅速にやるべきだなというのは思っていました。

先ほども言ったように、そういったプレミアム商品券等が配付されるのであれば助かると思うのです。

買うということになると、もうこれ、大変なので、そこら辺がどうなっていくのかというのは今後のところだと思うのですけれども、区としての給付金ということで今回、新たな給付金か食料配付ということで求められておりますが、以前、2020年ぐらいでしたか、区の独自の給付金1人3万円というのが実施されまして、140億円ぐらいでしたか。

○石田（秀）委員長

135億5,000万円。

○石田（ち）委員

約135億円ということでした。本当に1万円でも2万円でも手元に入れば、というぐらい今本当に大変な状況ですので、やはり区としても、この豊かな財政力を使って給付金というのを少し検討していただけないかなというのは、したらどうかなというような思いが、これを読んでいてしました。なので、3万円のときが135億円ということであれば、2万円とか1万円とかになってくればもっと少なくて済む状況になってくると思いますし、そういったことをぜひ検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○加島財政課長

区としても、現下の物価高騰が区民生活を直撃しているということは、非常に重く受け止めております。ですので、当初予算での経済対策によしとすることなく、5月補正を打ちまして、プレミアムつき商品券のプレミア率の拡大ですとか、発行率の拡大、賛否両論あるかと思いますけれども熱中症対策として飲料水の配布などをさせていただきました。

今回、ちょうどこのタイミングで政府のほうで総合経済対策の一環として特別策を設けて、食料品等の価格高騰に対する支援を行うというふうに述べておりますので、区としてはまず、第一義的にこちらの交付金を活用して区民に何ができるかを早急に考えていく必要があると考えております。区独自の給付金につきましては、この重点支援地方交付金を使うことの中で区民のほうに速やかな支援を届けてまいりたいと考えておりますので、今現在、独自での給付金は考えておりません。

○石田（ち）委員

とはいえる、届かないところもあるわけです。区、様々、本当に物価高騰支援はやられていると思います。ですけれども、そこが届かない皆さん、まだ買えない皆さんというのが、今こうやって厳しい声が出されていると思うのです。お米支援プロジェクトも高校生まで拡大されたというのはよかったですけれど、やはりそれ以降のところでは支援が届かないというところで、なので、都庁の下のフードバンク、新宿ごはんプラスというところが運営していますけれども、ここにはもう900人近くが週末並ぶという状況ですので、区もこの物価高に苦しむ状況というのは重く受け止めているということですので、本当に迅速に対応していただきたいなというところで、やはり国のそういう交付金を使うのと同時に、区としての税金を使ってフードバンク、そして給付金ということにぜひ応えていただきたいなと思いますけれど、このフードバンクというところでは、フードパントリーとか今やられていると思うのですが、その実績を聞いても……。

[「所管が違うのでは」と呼ぶ者あり]

○石田（ち）委員

そうですね、所管が違うのですよね。なので、あれですけれど、そういうところでどれだけの区民の皆さんがそういったところを利用されているのかなというところでも、お聞きはしたかったのですけれども、区として、フードバンクを実施していくことは、どういう形があるのかあれですが、可能なので

すよね。暮らし・しごと応援センターなどでは紹介されるだけなのですけれど。

[「所管外だと言っているのだ」と呼ぶ者あり]

○石田（ち）委員

だけど、企画課とか財政課もあるので、そういったところで、可能なら、もしそういう申出が、所管がどこなのかどうか、そういったところも、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○加島財政課長

申し訳ございません、実績については持ち合わせておりませんで、区として事業の一つとしてフードバンクができるかというところなのですけれども、所管のほうに意見をお伝えさせていただこうと思います。

○石田（ち）委員

この陳情を見たときに、総務委員会なのだというふうに少し感じたのです、やはり、実際にこれ求められていることを実施するという部分では多分所管が違ってくるだろうなとは思ったので、なかなか、答えていただけるのかなというのも思ったところですが、分かりました。引き続き、国が出たというところで、もっと前倒しで区として独自にやっていただけることがあったらやっていただきたいなとのが、私の思いです。

○西本委員

国がそう考えているというのは分かっています。ただ、今は国の流れを見てそれを活用するということだとは分かるのですけれど、こういう陳情が来るというのは、国がやるからとかではなくて品川区に来ると思うのです。先ほど、財源が豊かなどと質問の中であったのですけれど、財源が豊かですか。私は品川区の財源そんなにあると思っていないのです。なので、どういう感覚ありますか、この、独自の給付金を出してくれとか、食料配付してくれと言われても当然ながらお金がないとできない話です。品川区はありますか、これ対応できますか。

[「また難しいところだな」と呼ぶ者あり]

○西本委員

これは、いろいろなことをやっている中で、このぐらいだったら出せるけれど、これは、コロナ禍のときですか、135億円ぐらい。

そういうものがありましたけれど、それは基金があって、その中を捻出したということなのですが、それもある程度復活すると思うのです。だけれど、そういう使い方に今後ある程度考えられる部分があるので、基金の在り方であったり財源をどう考えているのかなと思うのです。こういう要求、だからさっきの前の陳情ではないのですけれど、無償化などという話になるとあれもこれも無償化してくれと言ってくるのです。その中で、では財源どうですか、財源は大丈夫ですかということなのです。財源が大丈夫だったら幾らでもやれるかもしれないけれども、そうではないと思うのです。なので、区の考え方として、こういう、生活苦しいのは分かります、だからこういう形で支給してほしいという気持ちも分からぬではない。だけれど、全部それに応えることはできない。優先順位をどういうふうに考えてやろうとするのか、何か今考えございますか。私はそんなに潤沢に、品川区はお金持ちだとは思っていませんけれども、やりくりきちんとといいかないと赤字になってしまふのではないかというぐらい思っていますが、いかがなのでしょうか。

○加島財政課長

本陳情の背景につきましては、給付金や食料配布を求めているということで、目下、ご自身の生活の

中で大変困っていらっしゃるというお気持ちが、こういうお声となって届いたのだろうというふうに受け止めています。その中で区としてできるところということなのですけれども、今回、国のはうでは、全ての人に1人当たり3,000円程度の食料品ですとか商品券ですとかお米券ですとかといったものの配布をする、報道ベースですが、というような内容も少し飛び込んできているところです。

私どもといたしましては、区としての財源は別途でございますけれども、こういう規模の大きな経済対策につきましては、国の交付金を活用することによって区民の方に支援を届けておきたい、そんなふうに考えております。その中で区としてできることですけれども、先ほど別の委員の方から、具体的にはございませんでしたが、今回プレミアム商品券をなかなか購入することができない方、高齢者の方、障害者の方、生活困窮されている方など様々いらっしゃるかと思いますけれども、障害者、高齢者の方に關しましては、助成制度の所得制限撤廃ですか、移動支援をどう取り組んでいくかというところで、生活困窮者の方につきましては、一部、最後のセーフティーネットで生活保護制度がございますけれども、そこにたどり着く前に、区として様々どういう支援を伸ばせることができるか、複合的な施策の展開によって、区としてできることを考えていくべきだと思っております。

○西本委員

課長のご説明は、理解しているつもりでおりますし、そうなってくるだろうなと思うのですけれども、要は、こうやってこの給付金だ、今は国がやろうとしているからそれを活用しますよということで、それ活用したらいいと思います。そういう、それで何とか、少しでも生活の役に立てていただきたいという国の思いがあるので、それ自体はしっかりと取り組むということになると思うのです。だけれど、これ品川区として考えたときに、国は国として、分かっていますから、品川区としてこういう問題が出てきたときに、要求出てきたらどこまで答えられるのですかという、そんなに潤沢に財源ないでしようという話です。

これ計画的に何か、どういう考え方の中で、こういう生活困窮している人たちに対してやっていくのか、品川区としてどういう考え方を持っているのかなということです。これ出てくると思います、こういう類いの、「あれください」、「これやってください」、「それやってください」という要求型のものがいっぱい出てくると思うのです。そういったときの選定というのが、ここまでできるけれど、これは無理、ましてや全部なんか、財源ないわけだから無理なわけです。その線引きというのはある程度決められているのですか、まだこれからなのでしょうか、区としての考え方です。

○加島財政課長

区としての考え方は先ほど申し述べたところが大半なのですけれども、例えばこのような陳情ができたとき、これからも出続けるかもしれないときに区として何ができるかというところですが、それは例えば今年度でしたら決算見込みだったり、令和8年度の歳入予測であったりというところ、短期的にはなりますけれども、目下のところを少し考えていくことになります。仮にコロナ禍のような、1人当たり3万円というような財源を今と言われましたら、私ども基金残高と顔を見合わせて悩まなければいけないところは多少ございますけれども、常にそのときの財源ちょっと見据えて、最大限できることは考えてまいりたいと思います。

○西本委員

いろいろと社会情勢も踏まえてお考えあるのだろうと思いますし、やはり優先順位は当然出てきてしまします。だって全員にそんな、財源ないのでやれるわけではないので。だから、今の品川区の中での問題は何か、どこに税金をかけたらいいのかという、さっきの税負担という話もありましたけれども、

というのは非常にこれから集中して考えていかなければいけないなと思うのです。やみくもにやるということではなくて、やはり必要なところに必要な手当てをということになると、という形で、だからそういう意味でいうと、もういろいろな議員も言っていますけれど、財政シミュレーションはしっかりとやってくださいね、と。それがないと、将来にわたって、こういう、「あれやってくれ」、「これやってくれ」、「それやってくれ」と、そう言いたいのは生活苦しいから分かるのです。だけれど、全部に応えられないから、きちんと説明責任を持って、こういうところに税金を使わせていただきますという説明をこれからしていただきたいなと思っています。本当にこの要求型、多過ぎる。それだけ苦しいのだろうなと思うのですけれど、そういう社会情勢だということも残念に思っていますが、できる限り努力していただき、財政負担というのもしっかりと見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○須貝委員

今回、陳情の趣旨ですけれど、現在物価高騰により、というふうにあります。区内で食料品の確保が困難になっている家庭もあり、生活の維持が著しく難しくなっていると。政府は2万円の給付金を検討したもの実現せず、国としての追加支援は現時点では見通しが立っていないと。そこで品川区独自の生活救済措置ということを実施してほしいということですけれど、実際、先ほど、課長からお話をあったとおり、高市政権は子育て世帯への現金給付、子供1人当たり2万円と、自治体が自由に使える交付金を経済対策として上げてきたということで、今回の陳情は、そういうふうに政府がやてくれたのだからいいかと私は思います。ただ、今後、自治体が自由に使える交付金に対して品川区がその内容をこれからどうするかということは、しっかりと検討していただきたいと思います。世帯で年間の生活費が、大体1世帯で8万円から10万円増えているという状況を見て、その中で特にやはり困っている方、もう、すぐにでも助けてほしい、支援してほしいという方に重点的に支援をしていただきたいと思います。以上、意見だけです。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、令和7年陳情第55号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

本日結論を出す、不採択でお願いします。

理由としましては、物価高騰などによる経済的な圧迫については、多くの方が実感しているところではありますが、ご説明にあったように、まずは交付金の活用で様々な支援策を区として行っていただきたい上で、さらに対応が必要であれば適宜検討もあるかもしれません、まずはこちらからといったところのかなということで、不採択でお願いいたします。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

現在の円安と物価高に対する支援は非常に重要な課題であると考えておりますが、理事者のご説明のとおり、国が経済対策を目下進めている状況を踏まえて、現時点では、区独自予算というよりは、国の交付金をどう無駄なく有効に活用するかについて注力して検討してもらいたいと考えております。国の

メニューにもよりますが、支援が必要な区民の方に幅広く行き届くような支援の仕方の検討を進めてほしいと思います。また、給付や支援の方法については、今後の継続支援活用を見据えた、デジタル地域通貨やデジタルクーポン券などの区でのプラットフォーム構築も含めて、無駄な事務費用を使わない、効率的で有効な手段の検討についても、併せて検討を進めることを望みます。

○塚本副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

国のはうでの経済対策が進められているということで、まずはそちらで、ここに書かれているような文言、物価高に対する対策というものが一定なされるというところを見て、当分はこちで進めていただければと思いますので、不採択です。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

先ほど、その豊かな財政力と申し上げましたけれども、令和6年度の決算でも出ていましたが、税収としては、財調や区民税、株式譲渡や配当割交付金などで89億円余の增收をしました。さらに、区の施策、学校給食に継いで学用品の無償化や給付型の奨学金の実施、障害児の通所施設利用料の無料化等々、福祉の充実の新たな施策が打ち出されたわけですけれども、それらを実施した上でもなお、令和6年は67億円の黒字が出ました。基金は令和6年だけで94億円積み増しているということで、今1,000億円を超えてるという状況ですので、前回3万円給付したときよりもさらに積み増している状況ですので、給付金を実施できるだけの財源はあると私たちは思って、この豊かな財政力というふうに言わせていただきました。

本当に、消費税が10%になり、それでも苦しかったのにコロナ禍となって、そして、この物価高騰、インボイスということで、本当に収入は上がらない中でどんどんと手元からお金が出ていくという状況になっておりますので、そこを、国のように出た経済対策、12月上旬に国会提出となってくるとまた、さらに対策というのはその後になっていくのです。ですので、本当に今、2021年に物価高が本格化していますので、その間ずっと苦しい人は苦しいわけです。そういう下でさらなる支援をという声を、そして消費税の現状等々、様々な声が寄せられる下で、今こういう、本当に困っているので何とかしてほしい、給付金か食料配布してくれないかという声ですので、ぜひ、国の施策はありますけれども、交付金はありますが、前倒しでできるだけの財源が品川区にあると思いましたし、思っていますので、ぜひ区としての給付金や食料配布を、区の税金で実施していただきたいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

21日に国のはうで総合経済対策が出てきましたので、まずはこれを確認してからというところかと思います。あとは加えて、国政との関連で少々申し上げるならば、こうした困っていらっしゃる方が出てくるというのは、これはもういつの時代も、物価が上がったりとか様々な状況で出てくると思います。それで、すごく悩ましいのが、一つの給付金を決めてしまうと、もうかってしまう人たちにまではらまかれてしまう可能性が出てくると。これは、予算が潤沢であればそれでもいいのかもしれません、将来世代に対する、最終的には不必要的負担の先送りになってしまうという難しさがある。なので、こうした生活救済というところで陳情が出されていますけれども、こうしたことを審査して提案するためには、やはり、所得の把握と資産の把握、こうしたことがきちんとできた上で、ここで足りない人たちに給付していく、これはマイナンバーを活用した給付付税額控除などというところができれば、こ

れがうまくいくのではないかなどということを発言させていただきまして、意見とさせていただきます。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いします。

理由は先ほど述べたとおりです。

○西本委員

本日結論を出す、不採択でお願いします。

先ほど意見申し上げましたので、以上です。

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、本陳情につきましては、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

令和7年陳情第55号、新たに給付金か食料配布を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。

本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(4) 専決処分の報告について（報告第38号）

(5) 専決処分の報告について（報告第39号）

○石田（秀）委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

初めに、(4)専決処分の報告について（報告第38号）、および(5)専決処分の報告について（報告第39号）の2件は、労務単価の見直しに伴い、契約金額に変更が生じた工事契約として関連する内容のため一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括して説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、私のほうからご報告いたします。本件、報告第34号、第35号および第38号から第46号までの11件は、契約金額の変更に関する専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、同条第2項の規定によりご報告するものです。

それでは、報告事項(4)および(5)、報告第38号、第39号につきまして、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく契約金額の変更のため、一括してご説明いたします。

資料19ページをご覧ください。

報告事項(4)、報告第38号、(仮称)勝島人道橋上部工整備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、ショーボンド建設株式会社東京営業所、営業所長石橋秀一氏です。

次の20ページ、概要書の6、変更概要ですが、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置といたしまして、令和7年3月1日以降に契約締結する工事のうち、旧労務単価を使って予定価格を積算した工事につきまして、契約日から2か月以内に受注者から請求するということを条件といたしまして、新労務単価に基づく契約に変更することができるという特例措置の実施に基づきまして、増額するものです。

契約金額の変更については、令和7年第2回定例会で議決を受けた当初の契約金額が6億6,440万円、今回の変更後の金額が6億7,445万6,200円で、1,005万6,200円、約1.51%の増額になります。変更に当たりましては令和7年10月6日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、21ページ、報告事項(5)、報告第39号、子どもの森公園改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、日比谷・大森建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所、営業所長萱森雄一郎氏です。

22ページ、概要書、6の変更内容ですが、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置として増額するもので、契約金額の変更については、令和7年第2回定例会で議決を受けた当初の契約金額が9億860万円、今回変更後の金額が9億1,414万9,500円で、554万9,500円、約0.61%の増額です。変更に当たりましては、令和7年9月30日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

-
- (1) 専決処分の報告について（報告第34号）
 - (2) 専決処分の報告について（報告第35号）
 - (6) 専決処分の報告について（報告第40号）
 - (7) 専決処分の報告について（報告第41号）
 - (8) 専決処分の報告について（報告第42号）
 - (9) 専決処分の報告について（報告第43号）
 - (10) 専決処分の報告について（報告第44号）
 - (11) 専決処分の報告について（報告第45号）
 - (12) 専決処分の報告について（報告第46号）

○石田（秀）委員長

次に、専決処分の報告についてのうち、(1)および(2)、(6)から(12)までの計9件を一括して議題に供しま

す。これら9件は、荏原保健センターおよび区立小学校の改修工事におけるインフレスライド条項適用のため、契約金額に変更が生じたものでございます。

本件につきまして、理事者より一括して説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、私のほうから報告事項(1)、(2)および(6)から(12)まで、報告第34号、第35号および第40号から第46号につきまして、インフレスライド条項の適用等に基づく契約金額の変更のため一括してご説明いたします。

資料15ページをご覧ください。報告事項(1)、報告第34号、荏原保健センター等複合施設大規模改修機械設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、大洋・東海管・オオサキ建設共同企業体、代表者、大洋テクニカ株式会社代表取締役二階堂浩幸氏です。

16ページ、概要書の6の変更概要ですが、基準日である令和7年3月1日が工期内にある工事で、残工期が2か月以上である工事を対象にしまして、賃金水準の変更に応じ、請求いただくインフレスライド条項の適用により増額するものです。契約金額33億6,104万7,470円を33億7,380万7,470円とし、1,276万円を増額するもので、令和5年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約2.54%の増とするものです。変更に当たり令和7年10月24日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、17ページ、報告事項(2)、報告第35号、荏原保健センター等複合施設大規模改修電気設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、八千代・マスミ・コスモ建設共同企業体、代表者、八千代電設工業株式会社東京支店支店長嵐田邦夫氏です。

18ページ、概要書の6、変更概要です。インフレスライド条項により増額するもので、契約金額は19億8,880万2,090円を19億9,286万5,600円とし、406万3,510円を増額するもので、令和5年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約0.65%の増とするものです。変更に当たり令和7年10月24日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、23ページをお開きください。報告事項(6)、報告第40号、第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、東急・大洋・東建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社東日本建築支店執行役員支店長中村淳氏です。

24ページ、概要書6の変更概要ですが、インフレスライド条項の適用により増額するもので、契約金額58億441万4,000円を58億2,661万2,000円とし、2,219万8,000円を増額するもので、令和7年第1回定例会で議決を受けた第4回変更の契約額に比べ、約0.38%の増とするものです。変更に当たりましては令和7年10月24日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、25ページ、報告事項(7)、報告第41号、第四日野小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、横河・三橋建設共同企業体、代表者、横河東亜工業株式会社代表取締役小貫博史氏です。

26ページ、概要書、6の変更概要ですが、インフレスライド条項の適用および屋内消火栓の追加、

空調設備の仕様変更等により増額するもので、契約金額10億9,541万2,010円を10億9,665万5,780円とし、124万3,770円を増額するもので、令和3年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約2.78%の増とするものです。変更に当たり令和7年10月24日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、27ページ、報告事項(8)、報告第42号、第四日野小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、振興・紫光建設共同企業体、代表者、振興電機株式会社代表取締役社長門間俊道氏です。

28ページ、概要書の6、変更概要ですが、インフレスライド条項の適用により増額するもので、契約金額7億2,975万2,870円を7億3,189万7,870円とし、214万5,000円を増額、令和3年度第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約3.80%の増とするものです。変更に当たり令和7年10月24日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、29ページ、報告事項(9)、報告第43号、浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、鴻池・仲岡・東建設共同企業体、代表者、株式会社鴻池組東京本店取締役専務執行役員本店長安居院徳重氏です。

30ページ、概要書の6、変更概要ですが、インフレスライド条項の適用により増額するもので、契約金額64億6,372万1,000円を65億4,534万1,000円とし、8,162万円を増額するもので、令和7年第1回定例会で議決を受けた第4回変更の契約額に比べ約1.26%の増とするものです。変更に当たり令和7年9月15日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、31ページ、報告事項(10)、報告第44号、浜川中学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、大成温・三協建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役水谷憲一氏です。

32ページ、概要書の6、変更概要ですが、インフレスライド条項の適用により増額するものです。契約金額12億4,293万4,110円を12億7,124万8,770円とし2,831万4,660円を増額するものです。令和7年第1回定例会で議決を受けた第3回変更の契約額に比べ約2.28%の増です。変更に当たりましては令和7年10月1日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、33ページ、報告事項(11)、報告第45号、城南第二小学校改築機械設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、横河・不二建設共同企業体、代表者、横河東亜工業株式会社代表取締役小貫博史氏です。

34ページ、概要書、6の変更概要ですが、インフレスライド条項の適用、受水槽容量の変更、空調設備の仕様変更等により増額するもので、契約金額15億4,384万7,030円を15億6,527万5,250円とし、2,142万8,220円を増額するもので、令和5年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約2.23%の増とするものです。変更に当たりましては令和7年10月24日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

続きまして、35ページ、報告事項(12)、報告第46号、源氏前小学校改築工事請負契約の変更に係る

専決処分の報告についてです。

契約の相手方は、熊谷・大明・圓山建設共同企業体、代表者、株式会社熊谷組首都圏支店専務執行役員支店長柏原貴彦氏です。

36ページ、概要書、6の変更概要です。インフレスライド条項の適用により増額するもので、契約金額59億5,650万円を61億3,223万5,120円とし、1億7,573万5,120円を増額するもので、令和6年第2回定例会で議決を受けた当初の契約額に比べ約2.95%の増とするものです。変更に当たり令和7年10月1日付で区長の専決処分により変更契約を締結しております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○山本委員

午前中の議案に続いて、やはり改めてこのインフレスライド条項による変更が多いなど感じた次第です。少し改めて教えていただきたいのですけれども、この3年間ぐらいで、インフレスライド案件の数がどう推移しているかというのを教えていただきたいというのが1点と、あと、それぞれ、契約変更を経理課で担当しているのか、教育委員会や所管課との連携となっているのか、こういった手続に関わる課と担当課の人員の陣容について確認をさせてください。

○佐藤経理課長

2点お尋ねいただきました。

まず、この間のインフレスライドの推移ですけれども、申し訳ありませんが、手元の数字でお答えさせていただきますと、昨年度決算で令和6年度は17件、契約変更しております、契約増額としまして、11億6,000万円ほど増額しております。また、本年度はこの第4回定例会の提案までということになりますが、同じく17件で8億6,000万円ほど増額になっているという状況です。

また、2点目のほうですけれども、インフレスライドにつきましては、基本的には工事主管課であります施設整備課ですとか庶務課ですとか、土木関連の各課と事業者の方で協議いたしまして、その結果として、契約変更の手続について経理課のほうで担当しているという形でございます。

○山本委員

一昨年からという質問させていただいたのですが、少なくとも足元では増えているということで確認をさせていただきました。

それから、この契約変更については、所管課、施設整備課と経理課のほうで、両面でやるということでございまして、何が言いたいかというと、やはりこのインフレスライド条項による契約変更でかなり事務負担が増しているのかなというところです。

それで、今年、新庁舎についても契約をしまして、これもかなり大型で契約負担もかかっており、そして今後も、来年度以降も、インフレスライドをしていく可能性もあると思いますので、ぜひこのインフレスライド条項に対する取組をご考慮いただきたいなと思っております。具体的には事務負担軽減、何かできないかというところと、それから実際その件数も増えていくというところでいうと、それぞれに職員の方々に負担がかかり過ぎないような人員の確保を持続可能となるように、人件費というところも含めて予算に織り込んでいただきたいなというところでございます。

○佐藤経理課長

2点、インフレスライド条項の適用に関する負担の対応ということかと思います。直接には事務負担の軽減になるかどうかはあれですけれども、インフレスライドが適用になるというのが毎年、例年でい

けば3月にかかるというところですので、その時点で対象になるのが複数年にわたる大型の工事ということですので、そちらについてはリストをつくって、工事所管課と共有する中で、漏れがないように、あるいは進行管理を図るようにということでお互いに協力し合っているところです。

また、人員の確保についてはそれぞれ、経理課もそうですし工事所管課もそうですけれども、人事関連課と協議しながら進めているというところでございます。

○山本委員

お伝えしたいところとしては、物価が上がることでいろいろなところにすごく影響が及んでいて、そういったところそれに負担が多分かかっていると思いますので、そういったところにも目を向けて、来年度予算に向けて進めていただきたいというところです。ありがとうございます。

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 専決処分の報告について（報告第36号）

○石田（秀）委員長

次に、(3)専決処分の報告について（報告第36号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横田デジタル推進課長

私からは、報告第36号、和解および損害賠償額の決定に関する専決処分の報告についてご報告をいたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、庁有車運転中に起きた乗用車への追突事故に伴う和解および損害賠償の決定について、令和7年9月16日および10月2日に専決処分をいたしましたので、同条第2項に基づきご報告するものでございます。

事故の概要でございますけれども、令和7年2月14日、デジタル推進課の職員が運転する庁有車が、品川区戸越一丁目2番先の区道で停車していた際、前方の安全確認を怠り、停車中の乗用車に追突したため、同車の運転者および同乗者が頸椎捻挫症等を負い、同車のマフラー等を破損したものでございます。

本件事故原因につきましては、発車時の注意が十分でなかったということでございます。区に過失がございまして、運転者および同乗者に対して治療費、修理費、慰謝料等として416万5,275円を損害賠償したものでございます。

今後このようなことがないよう、細心の注意を払い運転を行うよう課内に注意喚起をいたしました。大変申し訳ございませんでした。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○須貝委員

大分前も指摘したことがあるのですが、庁舎の車は、追突防止の安全装置、センサーなどというのはまだついていない車がたくさんあるのですか。誤って追突したということですけれど、通常、そういう装置がついていれば相当軽微なものに終わったかと思うのですが、教えてください。

○佐藤経理課長

庁有車を管理しておりますので、私のほうからお答えしますけれども、庁有車の安全装置というとこ

ろですが、比較的新しく購入したりですとか、あるいはリースで導入している部分については、委員ご指摘の安全装置の部分ですとかバックモニターですとか、そういったものが配置されているものでけれども、古い府有車も多数ありますと、そういったところは車検のタイミングでつけられないかというのも検討したのですけれども、なかなか古い型なのでつけられないということで、結論的にはそういった安全装置がついていない車も多数ございます。

○須貝委員

意見だけですけれど、職員の安全とか、やはりそういうことを考えて、あと、区民に対する迷惑とかを考えた場合に、対人、対物もそうですけれど、数年もう乗りこなしているならば、多少費用がかかっても、やはり安全な車に切り替えていくべきではないでしょうか。人間ですから、僕も運転していて間違いもあるし、うつかりもありますから、そういうところを補うためにその安全装置車が今普及しているので、そういうところはしっかりと考えていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

(1) 所管質問について

○石田（秀）委員長

次に、予定表4のその他を行います。

まず、本定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、総務委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

また、これは私のほうで再度、お話をさせていただきますが、所管質問は一般質問と答弁が重なるというのは、一応所管質問ではやらないということになっておりますので、一般質問を受けて、それで所管質問で皆さんのが新たな質問をしていただくというのは構いませんので、ぜひそれを踏まえた上で、皆さん、ご発言を願いたいと思います。

○西本委員

今回お二人の委員が質問しております。隣にいます松本委員が公益通報制度について、高橋しんじ議員も区政運営についての中の公益通報制度について、というのがありました。答弁を聞いてもよく分からぬものがあります。なので、何が起きているのかということを、何が起きたのかになるのかな、継続的に何が起きているのか、何が問題なのかということをまず、初めに整理してもらいたいのです。この公益通報については、もちろん私も、各委員、報告はあったと思うのです。でも、中身について全く言われていないので、何の話かよく分からなかったのです。何がどういうものを私的流用したのかなどという、それは何、と言っても、それは言えません、誰と聞いても、言えません、対応も言えません、という状況で終わっていたかと思います。

なので、これで公益通報をされたということでは、やはりしっかりと議会として中身を知る権利があるのではないか、中身を知らないといけないのではないかということがありますので、まず、整理をさせてください、してください。何が起きたのか、何が問題なのか。それは特に、高橋しんじ議員の中で、

警察と行政側の内容が、ずれがあると言っていたのです。だけど、それはずれはありませんという言い方をしているのですけれど、そのほうも、なぜそう、行政側は問題ないと発言されているのかという、その根拠をしっかりと示していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○石田（秀）委員長

この公益通報の件に関しては、これはもう大体私も西本委員も多分よくご存じだと思うけれど、行政側が答弁していることと、これは警察がいろいろ言ったというのは、それは、公益通報をした方に言っている部分であって、お互いの情報の違いというのもあるので、「それは何で情報違うのだ」と言っても、それはなかなか折り合わないわけだから、ただ、そこら辺のところで公益通報ということで、それをどういうふうにきちんと踏まえて、お互いどういうふうにやってきたということを、その通報者にも含めて、そこら辺のところは言えるところはしっかりと言っていただきて、議題として取り上げていきたいと思っております。言えるところと言えないところが多分にあると思いますので、そこら辺を踏まえて、明日やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

では、所管質問については、よろしくお願ひいたします。

以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

(2) その他

○石田（秀）委員長

次に、(2)その他を行います。その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

それでは、ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日は午前10時の本会議散会後に総務委員会を開催いたします。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時42分閉会